

# 2024年度 教員免許状及び各種資格について



教育職員検定のため、2024年度に放送大学の授業科目の履修を考えている方は、この2024年度版の冊子で確認ください。  
本冊子に掲載されている教育職員検定に係る授業科目は、2024年度の免許法認定通信教育として認定を受けています。  
なお、放送大学の授業科目の利用については、必ず事前に都道府県教育委員会へ確認の上、履修してください。



## 2024年度 教員免許状及び各種資格について

放送大学・放送大学大学院では、学位取得（大学卒業又は大学院修了）を目指すだけでなく、修得した単位を様々な資格取得に活かすこともできます。

たとえば、教員免許状をお持ちの方が、教育職員検定による方法で上位、他教科、隣接校種等の免許状を取得する際に必要な単位の一部を、放送大学・放送大学大学院で修得することができます。

「特別支援学校教諭免許状」については、放送大学の単位のみで「知的障害者教育領域」及び「肢体不自由者教育領域」の2領域の免許状が取得できます（放送大学の単位が利用できるかどうか、事前に申請先の教育委員会に確認してください）。他に放送大学のみで取得可能な資格としては、専修免許状（特別支援学校教諭を除く）、特例制度を利用した幼稚園教諭免許状や、司書教諭、認定心理士、社会福祉主事があります。

学芸員、社会教育主事等の資格に関しても、対応科目の一部を開講しています。また、放送大学の単位を修得することにより、各種資格試験の受験資格が得られる場合もあります。

### 目次

|      |   |    |
|------|---|----|
| I    | 放送大学の学習システム   | 2  |
| II   | 教員免許状について   | 4  |
| ◎    | 放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意                                | 6  |
| ◎    | オンライン授業について   | 8  |
| ◎    | 教育職員免許法及び同法施行規則の改正に伴う科目区分の読み替えについて                      | 9  |
| 1    | 上位の免許状  | 12 |
| 2    | 他教科の免許状   | 13 |
| 3    | 隣接校種の免許状  | 14 |
| 4    | 養護教諭の上位の免許状   | 15 |
| 5    | 栄養教諭の免許状  | 16 |
| 6    | 放送大学における対応科目  |    |
| (1)  | 「教科及び教諭に関する科目」（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）の対応科目                   | 17 |
| (2)  | 中学校「教科に関する専門的事項に関する科目」の対応科目                             | 18 |
| (3)  | 高等学校「教科に関する専門的事項に関する科目」の対応科目                            | 22 |
| (4)  | 養護教諭「養護及び教職に関する科目」の対応科目<br>栄養教諭「栄養に係る教育及び教職に関する科目」の対応科目 | 28 |
| (5)  | 養護教諭「養護に関する科目」の対応科目                                     | 29 |
| 7    | 特別支援学校教諭の免許状（知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域）                      | 30 |
| 8    | 特例制度で幼稚園教諭免許状の取得を希望する保育士の方へ                             | 32 |
| III  | 学芸員について   | 34 |
| IV   | 社会福祉主事について  | 38 |
| V    | 社会教育主事について  | 39 |
| VI   | 司書教諭について  | 40 |
| VII  | 認定心理士について   | 41 |
| VIII | 国家試験の受験資格   | 42 |
| IX   | FAQ（よくあるご質問）  | 43 |
| X    | 都道府県教育委員会一覧   | 49 |

各資格のページ上部に、本学における対応状況を★印で示していますのでご参照ください。

★★★（★3つ）：本学のみで取得可能な資格

★（★1つ）：本学で対応科目の一部を開講している資格

# I 放送大学の学習システム

## 学生種と学費について

大学・大学院とも3つの学生種を設けています。目的や在学期間にあわせて、学生種を選んでください。学費には、入学時に納める「入学料」と履修する科目の単位数に応じて納入する「授業料」があります。

<大学(教養学部)> 入学時期は4月と10月の年2回。

| 学生種   | 在学期間                             | 入学料           | 授業料     |
|-------|----------------------------------|---------------|---------|
| 全科履修生 | 4年以上在学して卒業を目指す<br>継続して好きな科目を履修する | 最長10年間        | 24,000円 |
| 選科履修生 | 1年間在学して好きな科目を履修する                | 2学期間<br>(1年間) | 9,000円  |
| 科目履修生 | 半年間在学して好きな科目を履修する                | 1学期間<br>(半年間) | 7,000円  |

半年間  
放送授業1科目(2単位)  
12,000円(教材費込み)  
オンライン授業科目(1単位または2単位)  
6,000円または12,000円  
(教材はインターネットで提供)

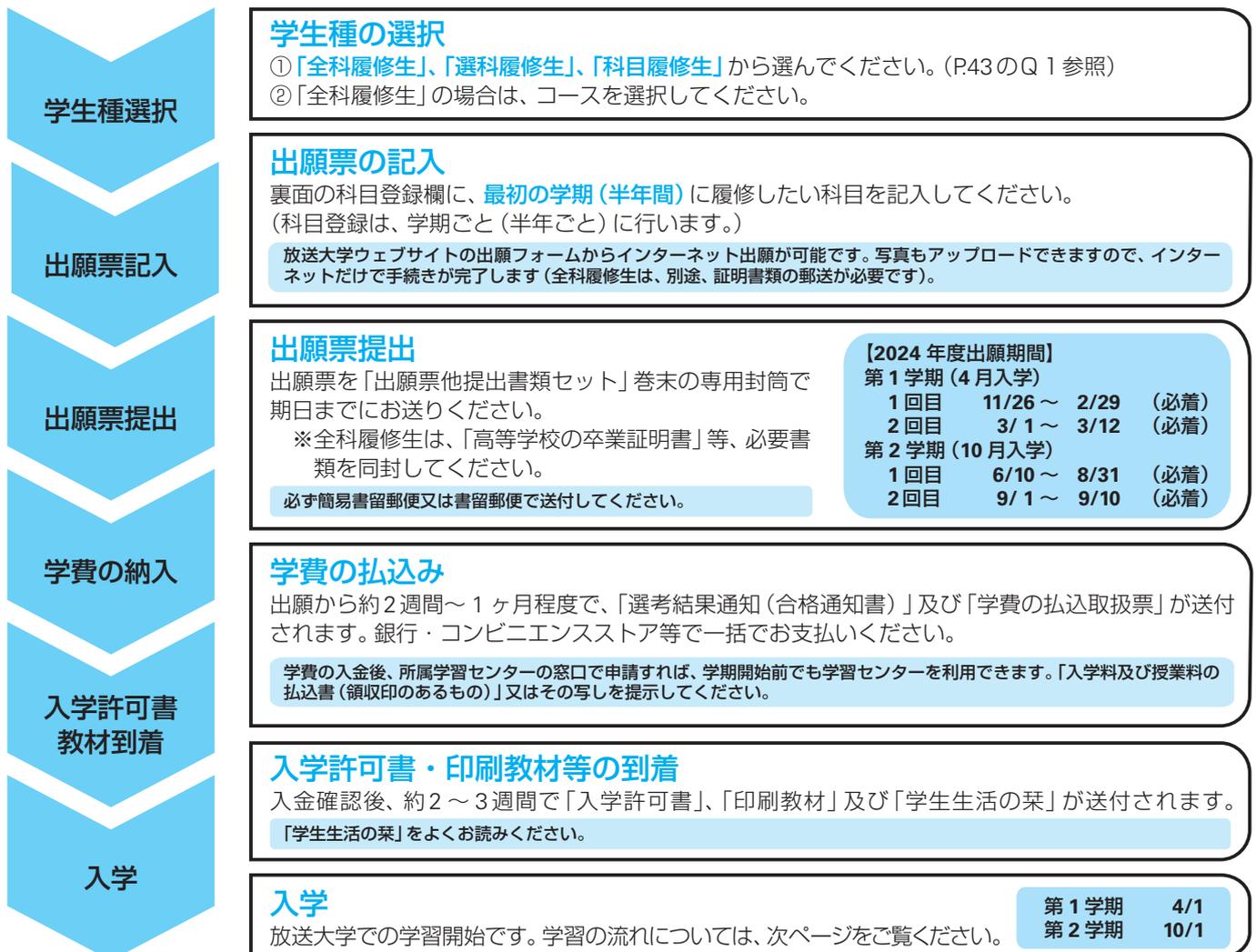
※集中科目履修生(学校図書館司書教諭講習)は、入学料5,000円、授業料は1科目(2単位)12,000円となります。

<大学院(文化科学研究科)> 入学時期は、修士全科生は4月のみ(年1回)。修士選科生及び修士科目生は4月と10月の年2回。

| 学生種   | 在学期間  | 入学料           | 授業料     |
|-------|---|---------------|---------|
| 修士全科生 | 2年以上在学して修士の学位取得を目指す<br>(入学者選考有。出願時検定料30,000円) | 最長5年間         | 48,000円 |
| 修士選科生 | 1年間在学して好きな科目を履修する                             | 2学期間<br>(1年間) | 18,000円 |
| 修士科目生 | 半年間在学して好きな科目を履修する                             | 1学期間<br>(半年間) | 14,000円 |

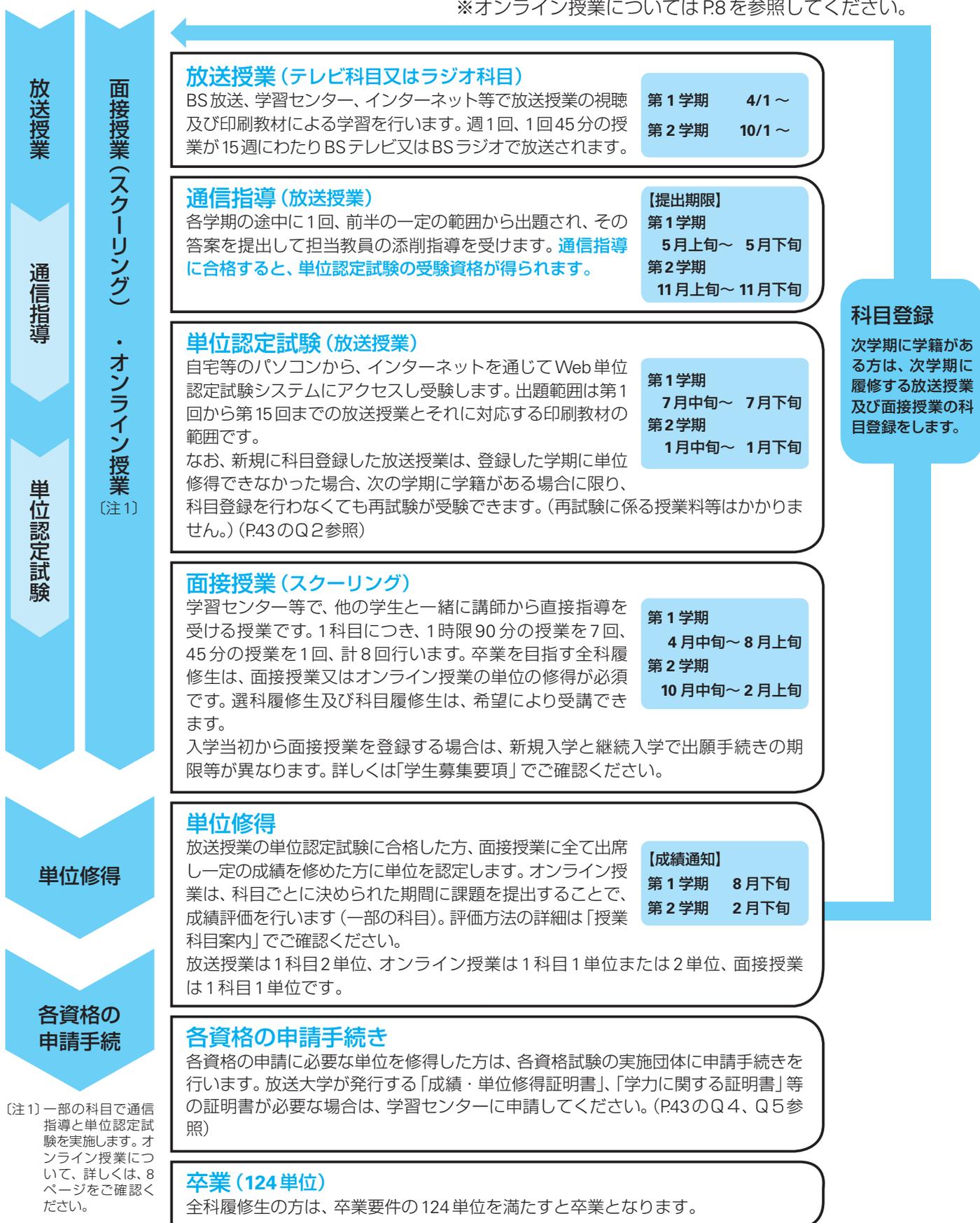
半年間  
1科目(2単位)  
24,000円  
(教材費込み)

## 教養学部の出願から入学までの流れ



# 教養学部の入学から単位修得、各資格の申請手続までの流れ

※オンライン授業についてはP.8を参照してください。



(注1)一部の科目で通信指導と単位認定試験を実施します。オンライン授業については、詳しくは、8ページをご確認ください。

教養学部についての詳細は「学生募集要項」や「学生生活の栞」等でご確認ください。

大学院(文化科学研究科)の修士選科生及び修士科目生は、教養学部とほぼ同様の流れになります。修士全科生は入学者選考があり、入学の時期も年1回(4月のみ)となりますので、「学生募集要項」や「放送大学ウェブサイト」等で詳細をご確認ください。

## Ⅱ 教員免許状について

### 教員免許状の取得方法

教員免許状を取得する方法としては、次の3つの方法があります。

①教職課程のある大学を卒業する方法

文部科学大臣の認定を受けた大学・短期大学等において、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得して卒業することにより、教員免許状を取得する方法

②教員資格認定試験による方法

文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う教員資格認定試験に合格し、教員免許状を取得する方法

③教育職員検定による方法

現に教員免許状を持っている方が、いわゆる現職教育による研修を積み重ね、所定の単位を修得するなどして各都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格し、上位、他教科、隣接校種又は特別支援学校等の教員免許状を取得する方法

放送大学は、上記「③教育職員検定による方法」に対応しています。(本学には教職課程がありませんので、①の方法で教員免許状を取得することはできません。)

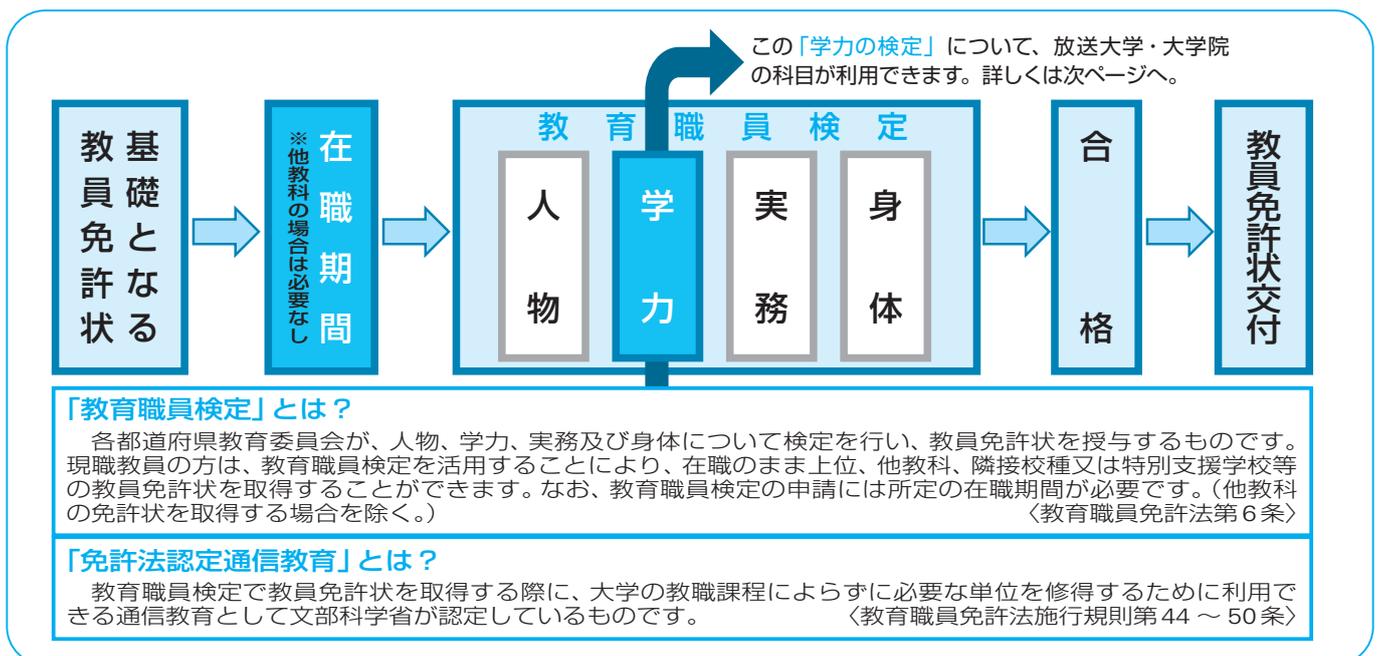
本冊子に記載されている授業科目は、2012年度より免許法認定通信教育として文部科学省から認定を受けており、③の方法に関して必要な単位の一部を修得することができます。(※2011年度以前に修得した科目につきましては、授与権者である各都道府県教育委員会の判断により利用することができます。→P.44のQ8参照)

一種、二種免許状については大学の単位を、専修免許状については大学院の単位を修得する必要があります。

### 教育職員検定とは

放送大学・放送大学大学院で学習を始める前に、教育職員検定の制度を理解することが大切です。

#### 教育職員検定の流れ



## 放送大学・放送大学大学院を利用して「教育職員検定」を申請するまでの流れ

放送大学・放送大学大学院に入学する前の  
事前確認

必ず事前に申請先の都道府県の教育委員会で確認してください。

- ①教育職員検定の申請の手順の確認
- ②申請方法（根拠規程）の確認
- ③免許法令に定める科目区分のうち、単位を修得すべき科目区分とその単位数
- ④放送大学の科目の利用の可否について確認
- ⑤「一般的包括的な内容」の必要性の確認（詳しくは、P44のQ9をご参照ください。）



## 放送大学・放送大学大学院で科目を履修

申請先の都道府県教育委員会で、必要科目・必要単位数の指導を受け、本学で開講している科目を履修して単位を修得します。  
なお、本学で開講していない科目は、他大学等で履修する必要があります。

（注）各都道府県教育委員会により修得すべき科目の取扱いが異なる場合がありますので、事前に必ず申請先の都道府県教育委員会で必要科目・必要単位数をご確認ください。



## 「学力に関する証明書」の請求

「学力に関する証明書」は、所属の学習センターで発行します。必要な単位が修得できたら、「諸証明書交付願（教員免許状申請用）」を提出して請求します。



## 「教育職員検定」の申請

必要な書類が準備できたら、各都道府県教育委員会に申請します。

⇒ P6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」を読み、必要事項を教育委員会で確認した上で、本学の入学手続き・科目登録を行ってください。

## ・放送大学の科目を利用する際、どのような注意が必要ですか？

「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」

→ P. 6

## ・どの科目を履修すればいいですか？

「教科及び教職に関する科目」（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）

→ P.17

中学校「教科に関する専門的事項に関する科目」

→ P.18

高等学校「教科に関する専門的事項に関する科目」

→ P.22

養護教諭「養護及び教職に関する科目」

→ P.28

栄養教諭「栄養に係る教育及び教職に関する科目」

→ P.28

養護教諭「養護に関する科目」

→ P.29

「特別支援教育に関する科目」

→ P.31

## ・科目の内容を確認しましょう

## ⇒冊子「授業科目案内」

「学生募集要項」（在学生は「科目登録申請要項」）に同封しています。

## ⇒講義内容（シラバス）

放送大学ウェブサイトの「授業科目案内」からご覧になれます。

>大学（教養学部教養学科）

>大学院修士課程

## ・「学力に関する証明書」の請求方法

「学生生活の菜」の巻末「諸証明書交付願（教員免許状申請用）」をご利用ください。また、放送大学ウェブサイト「卒業生」→「証明書発行」からもダウンロードできます。（P.43のQ4参照）

教育職員検定に必要なその他の書類については、申請先の都道府県教育委員会にご確認ください。「人物に関する証明書」、「実務に関する証明書」、「身体に関する証明書」等が必要になります。なお、放送大学では「人物、実務、身体に関する証明書」は発行しておりませんのでご了承ください。

教育職員検定の申請方法についての詳細は、申請先の都道府県教育委員会にご確認ください。

※科目登録前に必ずお読みください。

## 放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意

### (1) 放送大学には教職課程がありません。

新たに教員免許状を取得する際は、教職課程の認定を受けた大学で単位を修得する必要があります。したがって、教育職員免許法別表第1、第2、第2の2により教員免許状を取得する場合、一部を除き、放送大学の授業科目は利用できません。 → P.45 のQ 14 参照

### (2) 放送大学を利用できるのは、「教育職員検定」により教員免許状を取得する場合です。

「教育職員検定」とは各都道府県教育委員会が、人物、学力、実務及び身体について検定を行い、教員免許状を授与するものです。

- ・すでに教員免許状(栄養教諭の場合は栄養士、管理栄養士)を所持している
- ・申請方法(根拠規定:別表第〇等)に応じた在職年数を有している
- ・必要な単位を修得している

以上の場合に、教育職員検定により免許状が取得できます。教育職員免許法別表第3、第4、第5、第6、第6の2、第7、第8により取得する場合、申請に必要な科目の一部は放送大学で履修することができます。

### (3) 科目の履修前には、都道府県教育委員会への確認が必要です。

本冊子に掲載されている対応科目は、2024年度の免許法認定通信教育として認定を受けています(P.4参照)。しかし、放送大学の授業科目が利用できない場合もあるため、必ず事前に都道府県教育委員会へ確認の上、履修してください。

放送大学の対応科目について、「一般的包括的な内容」や、必要な内容を含んでいるかどうかについては、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会が判断しますので、本冊子及び授業シラバスをご用意の上、申請先の都道府県教育委員会へご相談ください。 → P.44のQ9参照

なお、通信教育の性格上、実習に関する内容の履修が必要な場合には、他の大学等での履修が必要になります。

※認定を受ける前の2011年度以前の放送大学の対応科目は、申請先の都道府県教育委員会の判断により利用することができます。

#### 申請先の都道府県教育委員会での確認内容(本冊子と当該科目のシラバスをご用意の上)

- ①教育職員検定の申請の手順
- ②申請方法(根拠規定:別表第〇等) ※自身の所持免許状、取得したい免許状、在職経験を伝える
- ③免許法令に定める科目区分のうち、単位を修得すべき科目区分とその単位数
- ④放送大学の科目の利用の可否
- ⑤「教科に関する専門的事項に関する科目」について、「一般的包括的な内容」を含んでいる必要がある場合には、放送大学で履修しようとする科目が該当するか

※都道府県教育委員会により個人申請の受付期間が異なりますので、申請時期についても必ず事前に都道府県教育委員会に確認してください。

#### (4) 「放送大学における対応科目」の見方

以下で、対応科目の見方の例を記載します。例を参考に、P.17からの対応科目をご参照ください。

##### 例) P.25の対応科目表、高等学校「教科に関する専門的事項に関する科目」家庭の場合

教育職員免許法施行規則上の  
科目区分の名称です。

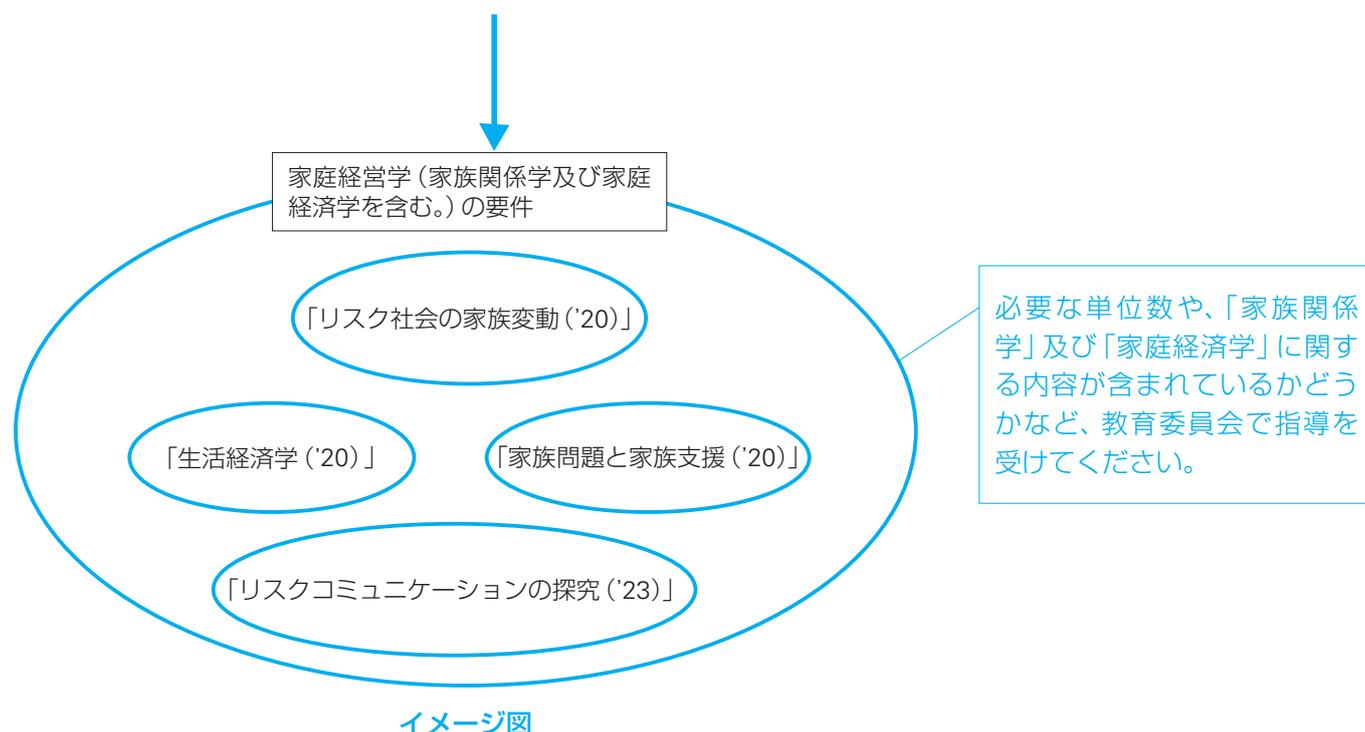
放送大学での対応科目です。

| 取得しようとする教科 | 教科に関する専門的事項に関する科目〔注1〕      | 放送大学における対応科目<br>(一種免許状取得に利用できる科目) |      | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目) |      |
|------------|----------------------------|-----------------------------------|------|--------------------------------------|------|
|            |                            |                                   | 科目区分 |                                      | 科目区分 |
| 家 庭        | 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)    | リスク社会の家族変動('20)                   | ㊦    | 生活リスクマネジメント('17)                     | ㊦    |
|            |                            | 家族問題と家族支援('20)                    | ㊦    | 家族政策研究('21)                          | ㊦    |
|            |                            | 生活経済学('20)                        | ㊦    |                                      |      |
|            |                            | リスクコミュニケーションの探究('23)              | ㊦    |                                      |      |
|            | 被服学(被服実習を含む。)              |                                   |      |                                      |      |
|            | 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)[注8] | 食の安全('21)                         | ㊦    | 食健康科学('21)[注3][注4]                   | ㊦    |
|            | 住居学                        | 食と健康('24)                         | ㊦    |                                      |      |
|            | 保育学                        | 住まいの環境論('23)                      | ㊦    |                                      |      |
|            |                            | 乳幼児の保育・教育('21)                    | ㊦    |                                      |      |

「リスク社会の家族変動('20)」「家族問題と家族支援('20)」「生活経済学('20)」「リスクコミュニケーションの探究('23)」は、教育職員免許法施行規則上の「家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)」という分野の科目に対応することを示しています。

ただし、放送大学の科目が、「家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)」の分野を網羅しているかどうかは、都道府県教育委員会が判断します。

判断された内容により科目が不足する場合は、他大学等で履修してください。



## オンライン授業について

### (1) オンライン授業とは？

インターネット上で提供される諸情報による学習で、双方向性を生かした設問解答、課題解答及び討論への参加等により行います。[注1]

このうち、特例幼稚園教諭免許状科目 [注2] である「幼児理解の理論及び方法（'15）」及び「教育課程の意義及び編成の方法（'15）」の2科目は、通常のオンライン授業科目と履修の流れが異なります。詳しくは以下をご確認ください。

### (2) オンライン授業科目へのアクセス方法

授業は放送大学学生専用サイト「システム WAKABA（教務情報システム）」の学内リンクから「オンライン授業」を選択してください。オンライン授業システムトップ画面の「マイ科目」に履修登録している科目の一覧が表示されます。

### (3) 「幼児理解の理論及び方法（'15）」及び「教育課程の意義及び編成の方法（'15）」について

#### ① 授業の受講

授業は全8回で完結します。1回の授業は講義動画と文字情報による教材（PDF）、設問解答（確認テスト）[注3]によって構成されています。受講にかかる時間はおおむね2時間です。

なお、教材はインターネットで配信します（印刷教材はありません。）。

#### ② 通信指導 [注4] の提出

所定の期間中に通信指導を提出し、合格すると単位認定試験の受験資格が得られます。通信指導に合格しないと、単位認定試験を受験することができません。

#### ③ 単位認定試験の受験

自宅等のパソコンから、インターネットを通じて単位認定試験システムにアクセスし受験します。1科目の試験時間は50分です。

単位認定試験に合格した学生には、単位の認定を行います。新規に科目登録した学期に単位修得できなかった場合、次の学期に学籍がある場合に限り、科目登録を行わなくても再試験を受験できます。

### (4) (3) 以外のオンライン授業科目について

放送授業のような通信指導や単位認定試験はありません。成績評価方法については、各科目のシラバスをご確認ください。なお、通信指導、単位認定試験を行わないため、再試験はありません。単位修得できなかった場合、再度、科目登録が必要になります。

[注1] オンライン授業科目のすべての教材は、インターネットで提供します（印刷教材はありません。）。一部の科目については指定教材があります。シラバスをご確認ください。

[注2] 特例幼稚園教諭免許状科目については、P.32「特例制度で幼稚園教諭免許状の取得を希望する保育士の方へ」を参照してください。

[注3] 設問解答（確認テスト）は通信指導ではありません。

[注4] 通信指導問題が郵送で届くことはありません。

## 《参考リンク》

- ・放送大学ウェブサイト「オンライン授業」  
<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/anytime-anyone-can-learn-freely/online/>
- ・放送大学ウェブサイト「オンライン授業（体験版）」  
<https://online-open.ouj.ac.jp/login/index.php>

# 教育職員免許法及び同法施行規則の改正に伴う科目区分の読み替えについて

## ●教育職員免許法施行規則改正(2022年4月1日施行)

教育職員免許法施行規則が改正され、2022年4月1日から施行されました。

なお、改正前の2021年度第2学期までに本学で修得した教員免許状関係の単位については、以下の対応表に従い改正後の科目区分の単位として読み替えます。

### 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭の読み替え対応表

#### 教育職員免許法施行規則の改正

- ・小・中・高の免許状における「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に変更
- ・小・中・高の免許状における「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に変更
- ・小・中・高の免許状における「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の必修化(1単位以上)
- ・教育職員免許法施行規則第66条の6の科目の「情報機器の操作」(2単位)を「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」(2単位)又は「情報機器の操作」(2単位)に変更

#### 改正後の科目区分(2022年度第1学期から)

| 科目区分                                |                                    | 左記の各科目に含めることが必要な事項                            | 取得対象免許状 |     |     |      |
|-------------------------------------|------------------------------------|---|---------|-----|-----|------|
|                                     |                                    |   | 幼稚園     | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目                  | 領域に関する専門的事項に関する科目                  | 領域に関する専門的事項                                   | ○       | /   | /   | /    |
|                                     | 保育内容の指導法に関する科目                     | 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)                     | ○       | /   | /   | /    |
| 教科及び教科の指導法に関する科目                    | 教科に関する専門的事項に関する科目                  | 教科に関する専門的事項                                   | /       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 各教科の指導法に関する科目                      | 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)                        | /       | ○   | ○   | ○    |
| 教科及び教職に関する科目                        | 教育の基礎的理解に関する科目                     | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                                    | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)            | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                                    | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                                    | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                                    | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                                    | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等                 | 教育の方法及び技術                                     |         | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                                    | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法                          |         | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                                    | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)                    |         | ○   | /   | /    |
|                                     |                                    | 幼児理解の理論及び方法                                   |         | ○   | /   | /    |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 |   | ○       | ○   | ○   |      |
|                                     | 道徳の理論及び指導法                         |   | /       | ○   | /   |      |
|                                     | 総合的な学習の時間の指導法                      |   | /       | ○   | ○   |      |
|                                     | 特別活動の指導法                           |   | /       | ○   | ○   |      |
|                                     | 生徒指導の理論及び方法                        |   | /       | ○   | ○   |      |
|                                     | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                |   | /       | ○   | ○   |      |
|                                     |                                    |   |         |     |     |      |
| 教育実践に関する科目                          | 教育実習                               |   | ○       | ○   | ○   |      |
|                                     | 教職実践演習                             |   | ○       | ○   | ○   |      |
| 大学が独自に設定する科目                        |                                    |   | ○       | ○   | ○   |      |

#### 改正前の科目区分(2021年度第2学期まで)

| 科目区分                                |                     | 左記の各科目に含めることが必要な事項                            | 取得対象免許状 |     |     |      |
|-------------------------------------|---------------------|---|---------|-----|-----|------|
|                                     |                     |   | 幼稚園     | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目                  | 領域に関する専門的事項に関する科目   | 領域に関する専門的事項                                   | ○       | /   | /   | /    |
|                                     | 保育内容の指導法に関する科目      | 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)                     | ○       | /   | /   | /    |
| 教科及び教科の指導法に関する科目                    | 教科に関する専門的事項に関する科目   | 教科に関する専門的事項                                   | /       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 各教科の指導法に関する科目       | 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)                      | /       | ○   | ○   | ○    |
| 教科及び教職に関する科目                        | 教育の基礎的理解に関する科目      | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                     | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)            | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                     | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                     | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                     | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等  | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)                    |         | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                     | 幼児理解の理論及び方法                                   |         | ○   | /   | /    |
|                                     |                     | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法            |         | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                     | 道徳の理論及び指導法                                    |         | /   | ○   | /    |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 総合的な学習の時間の指導法       |   | /       | ○   | ○   |      |
|                                     | 特別活動の指導法            |   | /       | ○   | ○   |      |
|                                     | 生徒指導の理論及び方法         |   | /       | ○   | ○   |      |
|                                     | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |   | /       | ○   | ○   |      |
|                                     |                     |   |         |     |     |      |
|                                     | 教育実践に関する科目          | 教育実習  |         | ○   | ○   | ○    |
|                                     |                     | 教職実践演習  |         | ○   | ○   | ○    |
| 大学が独自に設定する科目                        |                     |   | ○       | ○   | ○   |      |

# ●教育職員免許法及び同法施行規則改正（2019年4月1日施行）

教育職員免許法及び同法施行規則が改正され、2019年4月1日から施行されました（以下、これを「新法」といいます。）。このため、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定を利用して上位、他教科又は隣接校種等の教員免許状を取得するために、2019年度第1学期以降に本学で単位修得する場合は、新法に基づき所要資格を満たす必要があります。

なお、改正前（以下、これを「旧法」といいます。）の2018年度第2学期までに本学で修得した教員免許状関係の単位については、以下の対応表に従い新法の科目区分の単位として読み替えます。**（改正に伴い、特に大きく変更があった事項については、青枠で囲っています。）**

## (1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭の読み替え対応表

| 教育職員免許法の改正                                       |  |
|--|--|
| 法律上の科目区分を統合（総単位数は変更なし）                           |  |
| ①教科に関する科目 ②教職に関する科目 ③教科又は教職に関する科目 ⇒ 教科及び教職に関する科目 |  |

| 同法施行規則上の科目区分の大幅り化  |  |
|--|--|
| 従来は8つの科目（法律上の科目区分を含む）  |  |
| ①教科及び教科の指導法に関する科目（領域及び保育内容の指導法に関する科目） ②教育の基礎的理解に関する科目          |  |
| ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ④教育実践に関する科目 ⑤大学が独自に設定する科目 |  |

新法の科目区分（2019年度第1学期から）

| 科目区分                                | 左記の各科目に含めることが必要な事項                            | 取得対象免許状 |     |     |      |
|-------------------------------------|---|---------|-----|-----|------|
|                                     |   | 幼稚園     | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目                  | 領域に関する専門的事項に関する科目                             | ○       | /   | /   | /    |
|                                     | 保育内容の指導法に関する科目                                | ○       | /   | /   | /    |
| 教科及び教科の指導法に関する科目                    | 教科に関する専門的事項に関する科目（注1）                         | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 各教科の指導法に関する科目                                 | /       | ○   | ○   | ○    |
| 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等                  | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）            | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（注2）                    | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（注2）                | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）             | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）                    | ○       | /   | /   | /    |
|                                     | 幼児理解の理論及び方法                                   | ○       | /   | /   | /    |
|                                     | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法            | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 道徳の理論及び指導法                                    | ○       | ○   | ○   | ○    |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 総合的な学習の時間の指導法（注3）                             | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 特別活動の指導法                                      | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 生徒指導の理論及び方法                                   | /       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                           | /       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 教育実践に関する科目                                    | ○       | ○   | ○   | ○    |
| 大学が独自に設定する科目（注4）                    | 教育実践  | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                                     | 教職実践演習  | ○       | ○   | ○   | ○    |

旧法の科目区分（2018年度第2学期まで）

| 科目区分                   | 左記の各科目に含めることが必要な事項  | 取得対象免許状 |     |     |      |
|------------------------|---|---------|-----|-----|------|
|                        |   | 幼稚園     | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
| 教科に関する科目（注1）           |   | ○       | ○   | ○   | ○    |
| 教職の意義等に関する科目           | 教職の意義及び教員の役割  | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）                                   | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 進路選択に資する各種の機会の提供等   | ○       | ○   | ○   | ○    |
| 教育の基礎理論に関する科目          | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）（注2） | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項  | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 教育課程の意義及び編成の方法  | ○       | ○   | ○   | ○    |
| 教育課程及び指導法に関する科目        | 各教科の指導法   | /       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 道徳の指導法  | /       | ○   | ○   | /    |
|                        | 特別活動の指導法  | /       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）                                  | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 保育内容の指導法  | ○       | /   | /   | /    |
|                        | 生徒指導の理論及び方法   | /       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法                          | ○       | ○   | ○   | ○    |
| 生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目 | 進路指導の理論及び方法   | /       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 幼児理解の理論及び方法   | ○       | /   | /   | /    |
|                        | 教育実践  | ○       | ○   | ○   | ○    |
| 教科又は教職に関する科目           | 教職実践演習  | ○       | ○   | ○   | ○    |
|                        | 大学が独自に設定する科目  | ○       | ○   | ○   | ○    |

〔注1〕旧法下で修得した中学校及び高等学校の「教科に関する科目」の単位については、新法における中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項に関する科目」の同教科・同名区分の単位に読み替えます。（例：旧法の中学校国語「国文学（国文学史を含む。）」の単位については、新法の中学校国語「国文学（国文学史を含む。）」の単位に読み替えます。）

〔注2〕旧法下で修得した「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の単位のうち、授業科目名に「障害」が含まれる授業科目の単位は「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位に読み替え、その他の授業科目の単位は「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の単位に読み替えます。

〔注3〕新法の「総合的な学習の時間の指導法」に対応する旧法の科目区分はありません。

〔注4〕「大学が独自に設定する科目」は、「教科（領域）に関する専門的事項に関する科目」「各教科（保育内容）の指導法」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」などから修得するものと定められています。放送大学における「大学が独自に設定する科目」はP.12〔注2〕、P.13〔注3〕、及びP.14〔注3〕をご参照ください。

## (2) 養護教諭及び栄養教諭の読み替え対応表

### 教育職員免許法の改正

法律上の科目区分を統合(総単位数は変更なし)

【養護教諭】①養護に関する科目 ②教職に関する科目 ③養護又は教職に関する科目 ⇒ 養護及び教職に関する科目

【栄養教諭】①栄養に係る教育に関する科目 ②教職に関する科目 ③栄養に係る教育又は教職に関する科目 ⇒ 栄養に係る教育及び教職に関する科目

### 同法施行規則上の科目区分の括り化

【養護教諭/栄養教諭】従来は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

①養護に関する科目/栄養に係る教育に関する科目 ②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ④教育実践に関する科目 ⑤大学が独自に設定する科目

### 新法の科目区分(2019年度第1学期から)

| 科目区分                      | 左記の各科目に含めることが必要な事項                            | 取得対象免許状 |      |
|---------------------------|---|---------|------|
|                           |   | 養護教諭    | 栄養教諭 |
| 養護に関する科目〔注1〕              |   | ○       | ○    |
| 栄養に係る教育に関する科目             |   | ○       | ○    |
| 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | ○       | ○    |
|                           | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)            | ○       | ○    |
|                           | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | ○       | ○    |
|                           | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程〔注2〕                    | ○       | ○    |
|                           | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解〔注2〕                | ○       | ○    |
|                           | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             | ○       | ○    |
|                           | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目            | ○       | ○    |
| 教育実践に関する科目                | 養護実習  | ○       | ○    |
|                           | 栄養教育実習  | ○       | ○    |
|                           | 教職実践演習  | ○       | ○    |
| 大学が独自に設定する科目〔注3〕          |   | ○       | ○    |

### 旧法の科目区分(2018年度第2学期まで)

| 科目区分              | 左記の各科目に含めることが必要な事項  | 取得対象免許状                     |      |   |
|-------------------|---|-----------------------------|------|---|
|                   |   | 養護教諭                        | 栄養教諭 |   |
| 養護に関する科目〔注1〕      |   | ○                           | ○    |   |
| 栄養に係る教育に関する科目     |   | ○                           | ○    |   |
| 教職の意義等に関する科目      | 教職の意義及び教員の役割  | ○                           | ○    |   |
|                   | 教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)                                 | ○                           | ○    |   |
|                   | 進路選択に資する各種の機会の提供等   | ○                           | ○    |   |
| 教育の基礎理論に関する科目     | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  | ○                           | ○    |   |
|                   | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)[注2] | ○                           | ○    |   |
|                   | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項  | ○                           | ○    |   |
|                   | 教育課程の意義及び編成の方法  | ○                           | ○    |   |
|                   | 道徳及び特別活動に関する内容  | ○                           | ○    |   |
|                   | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)                                  | ○                           | ○    |   |
|                   | 生徒指導及び教育相談等に関する科目   | 生徒指導の理論及び方法                 | ○    | ○ |
|                   |   | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) | ○    | ○ |
|                   | 養護実習  |                             | ○    | ○ |
|                   | 栄養教育実習  |                             | ○    | ○ |
| 教職実践演習            |   | ○                           | ○    |   |
| 養護又は教職に関する科目      |   | ○                           | ○    |   |
| 栄養に係る教育又は教職に関する科目 |   | ○                           | ○    |   |

〔注1〕旧法下で修得した養護教諭の「養護に関する科目」の単位については、新法における養護教諭の「養護に関する科目」の同名区分の単位に読み替えます。(例：旧法の養護に関する科目「精神保健」の単位については、新法の養護に関する科目「精神保健」の単位に読み替えます。)

〔注2〕旧法下で修得した「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)」の単位のうち、授業科目名に「障害」が含まれる授業科目の単位は「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位に読み替え、その他の授業科目の単位は「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の単位に読み替えます。

〔注3〕「大学が独自に設定する科目」は「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」などから修得するものと定められています。放送大学における「大学が独自に設定する科目」はP15.〔注1〕及びP16.(2)〔注2〕をご参照ください。

## (3) 特例制度による幼稚園教諭免許状取得の読み替え対応表

### 新法の科目区分(2019年度第1学期から)

| 免許法令に定める科目                          | 科目の内容  | 単位数 |
|-------------------------------------|--|-----|
| 保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目    | 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)<br>教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)    | 2   |
| 教育の基礎的理解に関する科目                      | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)                         | 2   |
|                                     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)*日本国憲法の内容を含む。 | 2   |
| 教育課程の意義及び編成の方法に関する科目                | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)                          | 1   |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 幼児理解の理論及び方法  | 1   |
| 合計                                  |  | 8単位 |

### 旧法の科目区分(2018年度第2学期まで)

| 免許法令に定める科目             | 科目の内容                              | 単位数 |
|------------------------|------------------------------------|-----|
| 教職の意義等に関する科目           | 教職の意義及び教員の役割                       | 2   |
|                        | 教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)        |     |
| 教育の基礎理論に関する科目          | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(日本国憲法の内容を含む。) | 2   |
| 教育課程及び指導法に関する科目        | 教育課程の意義及び編成の方法                     | 1   |
|                        | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)         | 2   |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 保育内容の指導法                           | 1   |
|                        | 幼児理解の理論及び方法                        |     |
| 合計                     |                                    | 8単位 |

## (4) 特別支援学校教諭

法改正はありませんので、科目区分は従前どおりです。

# 1 上位の免許状

本学における対応状況

★★★：専修免許状

★：一種、二種免許状

教育職員検定による方法で、現在お持ちの免許状よりも上位の免許状を取得するためには、免許状の授与を受けてから所定の在職年数があり、かつ、学力の検定について、教育職員免許法及び同法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の単位を修得することが必要です。放送大学では、この「教科及び教職に関する科目」に対応する科目の一部を開講しています。

なお、一種、二種免許状については大学の単位を、専修免許状については大学院の単位を修得することが必要です。

教育職員検定の詳細について、申請先の都道府県教育委員会で確認するとともに、各免許状取得に必要な【在職年数、修得単位数、放送大学の科目の利用の可否】等についても必ず指導を受けてください。→ P6 参照

## 教育職員検定における取得条件・単位の内容（放送大学における対応科目は P.17 ～）

参考法令＜教育職員免許法別表第3(第6条関係)＞及び＜教育職員免許法施行規則第11条＞

|        | 所要資格  | 受けようとする免許状 | 最低在職年数 | 領域に関する専門的事項に関する科目 | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〔注1〕 | 大学が独自に設定する科目〔注2〕 | その他〔注3〕 | 最低修得単位数(合計) |
|--------|-------|------------|--------|-------------------|-------------------|------------------------------------|---------------------------------------|------------------|---------|-------------|
| 幼稚園教諭  | 一種免許状 | 専修免許状      | 3年     |                   |                   |                                    |                                       | 15単位             |         | 15単位        |
|        | 二種免許状 | 一種免許状      | 5年     | 4単位〔注4〕           |                   | 20単位                               |                                       | 6単位              | 15単位    | 45単位〔注5〕    |
|        | 臨時免許状 | 二種免許状      | 6年     | 5単位〔注4〕           |                   | 30単位                               |                                       | 10単位             |         | 45単位〔注5〕    |
| 小学校教諭  | 一種免許状 | 専修免許状      | 3年     |                   |                   |                                    |                                       | 15単位             |         | 15単位        |
|        | 二種免許状 | 一種免許状      | 5年     |                   | 4単位〔注4〕           |                                    | 21単位                                  | 5単位              | 15単位    | 45単位〔注5〕    |
|        | 臨時免許状 | 二種免許状      | 6年     |                   | 4単位〔注4〕           |                                    | 29単位                                  | 2単位              | 10単位    | 45単位〔注5〕    |
| 中学校教諭  | 一種免許状 | 専修免許状      | 3年     |                   |                   |                                    |                                       | 15単位             |         | 15単位        |
|        | 二種免許状 | 一種免許状      | 5年     |                   | 10単位              |                                    | 16単位                                  | 4単位              | 15単位    | 45単位〔注5〕    |
|        | 臨時免許状 | 二種免許状      | 6年     |                   | 10単位              |                                    | 21単位                                  | 4単位              | 10単位    | 45単位〔注5〕    |
| 高等学校教諭 | 一種免許状 | 専修免許状      | 3年     |                   |                   |                                    |                                       | 15単位             |         | 15単位        |
|        | 臨時免許状 | 一種免許状      | 5年     |                   | 10単位              |                                    | 12単位                                  | 8単位              | 15単位    | 45単位〔注5〕    |

下記(例)参照

グレーで塗りつぶした科目については、放送大学では対応科目を開講していません。

〔注1〕放送大学では「各教科の指導法に関する科目」に対応する科目はありません。必要に応じて、他大学等で履修してください。

〔注2〕放送大学における「大学が独自に設定する科目」とは、以下のとおりです。

①幼稚園教諭の場合

「保育内容の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から、幼稚園教諭免許状に対応する科目の単位を修得してください。

②小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の場合

「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から、取得対象免許状に対応する科目の単位を修得してください。

〔注3〕最低修得単位数から各区分の所定単位数を差し引いた残りの単位については、科目の種類を問いません。各区分の科目で充足することも可能ですが、それ以外の一般的な科目の単位でも可能な場合がありますので、必ず都道府県教育委員会に確認してください。

〔注4〕放送大学では幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項に関する科目」及び小学校教諭の「教科に関する専門的事項に関する科目」に対応する科目はありません。他大学等で履修する必要があります。

〔注5〕在職年数が最低在職年数を超える場合には、その超える在職年数に5単位を乗じて得た単位数(最大限35単位まで)を45単位から差し引くことができます。たとえば、在職年数10年の方が一種免許状を取得する場合、25単位差し引くことができ、最低修得単位数は20単位となります。なお、専修免許状取得の際には、在職年数に応じた最低修得単位数の軽減措置はありません。

### (例) 中学校教諭の二種免許状をお持ちの方が、放送大学を利用して一種免許状を取得する場合

中学校教諭の二種免許状を取得した後、中学校の教員又は講師として最低5年間在職し良好な成績で勤務した旨の証明が必要です。併せて、中学校教諭の二種免許状を取得した後、大学において「教科に関する専門的事項に関する科目」10単位、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」16単位及び「大学が独自に設定する科目」4単位を含め、最低45単位を修得する必要があります。

ただし、在職年数が5年を超える場合には、その超える在職年数に5単位を乗じて得た単位数(最大限35単位まで)を45単位から差し引くことができます。どの科目から単位が差し引かれるかは、各都道府県教育委員会によります。

なお、放送大学では必要な全ての科目を開講しているわけではありません。必ず事前に都道府県教育委員会に必要な科目区分・単位数について確認した上で、不足する科目については他大学等で履修してください。

## 2 他教科の免許状

本学における対応状況

★★★：専修免許状（取得しようとする他の教科について一種免許状を持っている場合）

★：上記以外の免許状

教育職員検定による方法で、現在免許状をお持ちの教科のほかに他の教科についての免許状を取得するためには、学力の検定について、教育職員免許法及び同法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の単位を修得することが必要です。放送大学では、この「教科及び教職に関する科目」に対応する科目の一部を開講しています。

なお、一種、二種免許状については大学の単位を、専修免許状については大学院の単位を修得することが必要です。

教育職員検定の詳細について、申請先の都道府県教育委員会で確認するとともに、各免許状取得に必要な【修得単位数、放送大学の科目の利用の可否】等についても必ず指導を受けてください。→ P.6 参照

### 教育職員検定における取得条件・単位の内容（放送大学における対応科目は P.17 ～）

参考法令＜教育職員免許法別表第 4（第 6 条関係）＞及び＜教育職員免許法施行規則第 15 条＞

|                         | 所要資格           | 受けようとする免許状                    | 教科に関する専門的事項に関する科目<br>〔注 1〕 | 各教科の指導法に関する科目<br>〔注 2〕 | 大学が独自に設定する科目<br>〔注 3〕 | 最低修得単位数<br>(合計) |
|-------------------------|----------------|-------------------------------|----------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|
| 中 学 校 教 諭               | 専修免許状          | 他教科の専修免許状                     | 20 単位                      | 8 単位                   | 24 単位                 | 52 単位           |
|                         |                | 取得しようとする他の教科について一種免許状を持っている場合 |                            |                        | 24 単位                 | 24 単位           |
|                         |                | 取得しようとする他の教科について二種免許状を持っている場合 | 10 単位                      | 5 単位                   | 24 単位                 | 39 単位           |
|                         | 専修免許状<br>一種免許状 | 他教科の一種免許状                     | 20 単位                      | 8 単位                   |                       | 28 単位           |
|                         |                | 取得しようとする他の教科について二種免許状を持っている場合 | 10 単位                      | 5 単位                   |                       | 15 単位           |
| 専修免許状<br>一種免許状<br>二種免許状 | 他教科の二種免許状      | 10 単位                         | 3 単位                       |                        | 13 単位                 |                 |
| 高 等 学 校 教 諭             | 専修免許状          | 他教科の専修免許状                     | 20 単位                      | 4 単位                   | 24 単位                 | 48 単位           |
|                         |                | 取得しようとする他の教科について一種免許状を持っている場合 |                            |                        | 24 単位                 | 24 単位           |
|                         | 専修免許状<br>一種免許状 | 他教科の一種免許状                     | 20 単位                      | 4 単位                   |                       | 24 単位           |

下記  
(例)参照

グレーで塗りつぶした科目については、放送大学・放送大学大学院では対応科目を開講していません。

〔注 1〕「一般的包括的な内容」を含む科目の履修を求められる場合があります。「一般的包括的な内容」について、詳しくは、P.44 の Q.9 をご確認ください。

〔注 2〕放送大学や放送大学大学院では「各教科の指導法に関する科目」に対応する科目はありませんので、他大学等で履修する必要があります。

〔注 3〕放送大学における「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から、取得対象免許状に対応する科目の単位を修得してください。

※別表第 4 を利用して他教科の免許状を取得するにあたり、単位の修得時期は問われないため、基礎資格取得前に修得した単位も利用可能です。

#### (例) 中学校教諭の専修免許状又は一種免許状をお持ちの方が、放送大学を利用して他の教科についての一種免許状を取得する場合

大学において、取得しようとする他の教科にかかる「教科に関する専門的事項に関する科目」20 単位、「各教科の指導法に関する科目」8 単位、合計 28 単位修得する必要があります。

ただし、取得しようとする他の教科について二種免許状を持っている場合は、当該教科にかかる「教科に関する専門的事項に関する科目」10 単位、「各教科の指導法に関する科目」5 単位、合計 15 単位修得すればよいこととなっています。

なお、放送大学では必要な全ての科目を開講しているわけではありません。必ず事前に都道府県教育委員会で必要な科目区分・単位数について確認した上で、不足する科目については他大学等で履修してください。

### 3 隣接校種の免許状

本学における対応状況：★

教育職員検定による方法で、隣接校種の免許状を取得するためには、学力の検定について、教育職員免許法及び同法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の単位を修得することが必要です。放送大学では、この「教科及び教職に関する科目」に対応する科目の一部を開講しています。

教育職員検定の詳細について、申請先の都道府県教育委員会で確認するとともに、各免許状取得に必要な【在職年数、修得単位数、放送大学の科目の利用の可否】等についても必ず指導を受けてください。→ P6 参照

### 教育職員検定における取得条件・単位の内容（放送大学における対応科目は P.17 ～）

参考法令＜教育職員免許法別表第8(第6条関係)＞及び＜教育職員免許法施行規則第18条の2＞

| 所要資格                  | 受けようとする免許状  | 最低在職年数 | 教科に関する専門的事項に関する科目<br>〔注1〕 | 保育内容の指導法に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 |             |                                    | 大学が独自に設定する科目 | 最低修得単位数(合計) |
|-----------------------|-------------|--------|---------------------------|----------------|---------------|-------------------------------------|-------------|------------------------------------|--------------|-------------|
|                       |             |        |                           |                |               | 道徳の理論及び指導法                          | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 |              |             |
| 小学校教諭普通免許状            | 幼稚園教諭二種免許状  | 3年     |                           | 6単位            |               |                                     |             |                                    |              | 6単位         |
| 幼稚園教諭普通免許状            | 小学校教諭二種免許状  | 3年     |                           |                | 10単位          | 1単位                                 | 2単位〔注2〕     |                                    |              | 13単位        |
| 中学校教諭普通免許状            | 小学校教諭二種免許状  | 3年     |                           |                | 10単位          |                                     | 2単位〔注2〕     |                                    |              | 12単位        |
| 小学校教諭普通免許状            | 中学校教諭二種免許状  | 3年     | 10単位                      |                | 2単位           |                                     | 2単位〔注2〕     |                                    |              | 14単位        |
| 高等学校教諭普通免許状           | 中学校教諭二種免許状  | 3年     |                           |                | 2単位           | 1単位                                 | 2単位〔注2〕     | 4単位〔注3〕〔注4〕                        |              | 9単位         |
| 中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。) | 高等学校教諭一種免許状 | 3年     |                           |                | 2単位           |                                     | 2単位〔注2〕     | 8単位〔注3〕〔注4〕                        |              | 12単位        |

下記(例)参照

グレーで塗りつぶした科目については、放送大学では対応科目を開講していません。

〔注1〕「一般的包括的な内容」を含む科目の履修を求められる場合があります。「一般的包括的な内容」について、詳しくは、P.44のQ9をご確認ください。

〔注2〕「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、これら3区分の事項を全て含んで2単位以上修得する必要がありますが、放送大学で対応科目を開講していない「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の単位については、他大学等で履修する必要があります。

〔注3〕放送大学における「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から、取得対象免許状に対応する科目の単位を修得してください。

〔注4〕教科ごとに修得すべき事項が定められています。申請先の都道府県教育委員会にご確認ください。

#### (例) 小学校教諭の普通免許状をお持ちの方が、放送大学を利用して中学校教諭の二種免許状を取得する場合

小学校教諭の普通免許状を取得した後、小学校の教員又は講師として最低3年間在職し良好な成績で勤務した旨の証明が必要です。併せて、小学校教諭の普通免許状を取得した後、大学において、取得しようとする教科にかかる「教科に関する専門的事項に関する科目」10単位、「各教科の指導法に関する科目」2単位、さらに「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3区分を全て含めて2単位修得する必要があります。

なお、放送大学では必要な全ての科目を開講しているわけではありません。必ず事前に都道府県教育委員会に必要な科目区分・単位数について確認した上で、不足する科目については他大学等で履修してください。

## 4 養護教諭の上位の免許状

本学における対応状況

★★★：専修免許状

★：一種、二種免許状

教育職員検定による方法で、現在お持ちの免許状よりも上位の免許状を取得するためには、免許状の授与を受けてから所定の在職年数があり、かつ、学力の検定について、教育職員免許法及び同法施行規則に定める「養護及び教職に関する科目」等の単位を修得することが必要です。放送大学では、この「養護及び教職に関する科目」等に対応する科目の一部を開講しています。

なお、一種、二種免許状については大学の単位を、専修免許状については大学院の単位を修得することが必要です。

教育職員検定の詳細について、申請先の都道府県教育委員会で確認するとともに、各免許状取得に必要な【在職年数、修得単位数、放送大学の科目の利用の可否】等についても必ず指導を受けてください。→ P6 参照

### 教育職員検定における取得条件・単位の内容 (放送大学における対応科目は P.28 ～)

参考法令<教育職員免許法別表第6(第6条関係)>及び<教育職員免許法施行規則第17条>

| 所要資格<br>(養護教諭) | 受けようとする<br>養護教諭免許状                               | 最低<br>在職<br>年数 | 養護に<br>関する<br>科目 | 養護教諭・<br>栄養教諭<br>の教育の<br>基礎的理<br>解に関す<br>る科目等 | 大学が独<br>自に設定<br>する科目<br>〔注1〕 | その他<br>〔注2〕 | 最低修得<br>単位数(合計) |
|----------------|--|----------------|------------------|---|------------------------------|-------------|-----------------|
| 一種免許状          | 専修免許状  | 3年             |                  |   | 15単位                         |             | 15単位            |
| 二種免許状          | 一種免許状  | 3年             | 8単位              | 6単位   | 2単位                          | 4単位         | 20単位<br>〔注3〕    |
|                | 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けて授与された二種免許状を有する場合 | 1年             | 4単位              | 3単位   |                              | 3単位         | 10単位            |
| 臨時免許状          | 二種免許状  | 6年             | 14単位             | 8単位   | 2単位                          | 6単位         | 30単位<br>〔注3〕    |
|                | 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けている場合             | 0年             | 4単位              | 3単位   |                              | 3単位         | 10単位            |

下記  
(例)参照

〔注1〕 放送大学における「大学が独自に設定する科目」の単位は、「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から、養護教諭免許状に対応する科目の単位を修得してください。

〔注2〕 最低修得単位数から「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の所定単位数を差し引いた残りの単位については、科目の種類を問いません。「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」で充足することも可能ですが、それ以外の一般的な科目の単位でも利用できる場合がありますので、必ず都道府県の教育委員会に確認してください。

〔注3〕 在職年数が最低在職年数を超える場合には、その超える在職年数に5単位を乗じて得た単位数を最低修得単位数から差し引くことができます。差し引くことができる単位数は、受けようとする免許状が一種免許状の場合は最大限10単位まで、二種免許状の場合は最大限20単位までとなります。たとえば、在職年数7年の方が一種免許状を取得する場合、10単位差し引くことができ、最低修得単位数は10単位となります。なお、専修免許状取得の際には、在職年数に応じた最低修得単位数の軽減措置はありません。

#### (例) 養護教諭の二種免許状をお持ちの方が、放送大学を利用して一種免許状を取得する場合

養護教諭の二種免許状を取得した後、養護教諭として最低3年間在職し良好な成績で勤務した旨の証明が必要です。併せて、養護教諭の二種免許状を取得した後、大学において「養護に関する科目」8単位、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」6単位及び「大学が独自に設定する科目」2単位を含め、最低20単位を修得する必要があります。

ただし、在職年数が3年を超える場合には、その超える在職年数に5単位を乗じて得た単位数(最大限10単位まで)を20単位から差し引くことができます。

なお、一種免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けて授与された二種免許状を有する場合には、最低在職年数は1年、最低必要単位数は10単位となります。

なお、放送大学では必要な全ての科目を開講しているわけではありません。必ず事前に都道府県教育委員会で必要な科目区分・単位数について確認した上で、不足する科目については他大学等で履修してください。

#### ～参考～ 保健師免許を基礎資格とする養護教諭二種免許状の取得について (放送大学における対応科目は、P.46)

教育職員免許法別表第2の規定により、保健師免許を基礎資格として養護教諭二種免許状を取得することができますが、この規定を適用する場合、教育職員免許法施行規則第66条の6の定める科目(「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」)について、各科目2単位以上修得していることを各都道府県教育委員会において確認することとなっています。法令等について、詳細は、各都道府県教育委員会にご確認ください。

## 5 栄養教諭の免許状

本学における対応状況

★★★：専修免許状

★：一種、二種免許状

栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を職務として、各都道府県教育委員会の判断により小中学校等の義務教育諸学校に置かれるものです。教育職員検定による方法で、栄養教諭の免許状を取得するためには、学力の検定について、教育職員免許法及び同法施行規則に定める「栄養に係る教育及び教職に関する科目」の単位を修得することが必要です。放送大学では、この「栄養に係る教育及び教職に関する科目」に対応する科目の一部を開講しています。

なお、一種、二種免許状については大学の単位を、専修免許状については大学院の単位を修得することが必要です。また、二種免許状を取得する際に利用した科目は、一種免許状の取得には利用できません。

教育職員検定の詳細について、申請先の都道府県教育委員会で確認するとともに、各免許状取得に必要な【在職年数、修得単位数、放送大学の科目の利用の可否】等についても必ず指導を受けてください。→ P.6 参照

### 教育職員検定における取得条件・単位の内容（放送大学における対応科目は P.28）

#### (1) 栄養士免許等を所要資格とする場合 ※現に学校栄養職員として勤務している必要があります。

参考法令<教育職員免許法附則第17項>及び<教育職員免許法施行規則附則第6項>

| 所要資格                                  | 受けようとする<br>栄養教諭免許状 | 学校栄養職員<br>としての最低<br>在職年数 | 栄養に係る<br>教育に関する<br>科目<br>〔注1〕 | 養護教諭・<br>栄養教諭の<br>教育の基礎<br>的理解に関<br>する科目等 | 最低修得<br>単位数 |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------------|-------------------------------|---|-------------|
| 管理栄養士免許を有する者又は管理栄養士養成課程を修了し栄養士免許を有する者 | 一種免許状              | 3年                       | 2単位                           | 8単位                                       | 10単位        |
| 栄養士免許を有する者                            | 二種免許状              | 3年                       | 2単位                           | 6単位                                       | 8単位         |

下記  
(例) 参照

グレーで塗りつぶした科目については、放送大学では対応科目を開講していません。

〔注1〕放送大学では「栄養に係る教育に関する科目」に対応する科目はありません。他大学等で履修する必要があります。

#### (例) 栄養士免許を基礎資格として放送大学を利用して栄養教諭二種免許状を取得する場合

栄養士免許を基礎資格とし、学校栄養職員として3年以上の実務経験を有して現に勤務しており、「栄養に係る教育に関する科目」2単位及び「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」6単位を含めて、最低8単位を修得する必要があります。

なお、放送大学では必要な全ての科目を開講しているわけではありません。必ず事前に都道府県教育委員会で必要な科目区分・単位数について確認した上で、不足する科目については他大学等で履修してください。

#### (2) 栄養教諭免許状を所要資格として、上位の免許状を取得する場合

参考法令<教育職員免許法別表第6の2(第6条関係)>及び<教育職員免許法施行規則第17条の2>

| 所要資格<br>(栄養教諭) | 受けよ<br>うする<br>栄養教<br>諭免<br>許状 | 栄養教諭<br>としての最低<br>在職年数 | 管理栄養士学校<br>指定規則別表第1<br>に掲げる教育内容<br>に係る科目〔注1〕 | 栄養に係る<br>教育に関<br>する科目<br>〔注1〕 | 養護教諭・<br>栄養教諭の<br>教育の基礎<br>的理解に関<br>する科目等 | 大学が独自に<br>設定する科目<br>〔注2〕 | 最低修得<br>単位数 |
|----------------|-------------------------------|------------------------|--|-------------------------------|---|--------------------------|-------------|
| 一種免許状          | 専修免許状                         | 3年                     |  |                               |   | 15単位                     | 15単位        |
| 二種免許状          | 一種免許状                         | 3年                     | 32単位   | 2単位                           | 6単位                                       |                          | 40単位〔注3〕    |

グレーで塗りつぶした科目については、放送大学では対応科目を開講していません。

〔注1〕放送大学では「管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目」及び「栄養に係る教育に関する科目」に対応する科目はありません。他大学等で履修する必要があります。

〔注2〕放送大学における「大学が独自に設定する科目」の単位は、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から、栄養教諭専修免許状に対応する科目の単位を修得してください。

〔注3〕在職年数が最低在職年数を超える場合には、その超える在職年数に5単位を乗じて得た単位数（最大限30単位まで）を40単位から差し引くことができます。たとえば、在職年数が8年の場合、25単位差し引くことができ、最低修得単位数は15単位となります。なお、専修免許状取得の際には、在職年数に応じた最低修得単位数の軽減措置はありません。

## 6 放送大学における対応科目

### (1) 「教科及び教職に関する科目」(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)の対応科目

以下の科目は、2024年度免許法認定通信教育の認定を受けています。 → P.44のQ8参照

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

参考法令<教育職員免許法施行規則第2～5条>

| 第一欄 | 教科及び教職に関する科目                        |   | 左記の各科目に含めることが必要な事項                            | 取得対象免許状【注1】 |     |     |      | 放送大学における対応科目<br>(一種・二種免許状取得に利用できる科目)   | 科目区分                                 | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目)               | 科目区分        |  |
|-----|-------------------------------------|---|---|-------------|-----|-----|------|--|--------------------------------------|--|-------------|--|
|     |                                     |   |   | 幼稚園         | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |  |                                      |  |             |  |
| 第二欄 | 領域及び保育内容の指導法に関する科目                  | 領域に関する専門的事項に関する科目                             | 領域に関する専門的事項                                   | ○           | /   | /   | /    |  |                                      |  |             |  |
|     |                                     | 保育内容の指導法に関する科目                                | 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)                     | ○           | /   | /   | /    | 幼児教育の指導法('22)【注2】  | ☑                                    |  |             |  |
| 第三欄 | 教科及び教科の指導法に関する科目                    | 教科に関する専門的事項に関する科目                             | 教科に関する専門的事項                                   | /           | ○   | ○   | ○    | 中学校「教科に関する専門的事項に関する科目」の対応科目(P.18～)<br>高等学校「教科に関する専門的事項に関する科目」の対応科目(P.22～)<br>※小学校は対応科目がありません。  |                                      |  |             |  |
|     |                                     | 各教科の指導法に関する科目                                 | 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)                        | /           | ○   | ○   | ○    |  |                                      |  |             |  |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目                      | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | ○           | ○   | ○   | ○    | テーマで学ぶ日本教育史('24)<br>心理と教育へのいざない('24)   | ☑<br>☑                               | 教育文化の社会学('17)                                      | ☑           |  |
|     |                                     | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)            | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)            | ○           | ○   | ○   | ○    | 日本の教職論('22)【注3】  | ☑                                    |  |             |  |
|     |                                     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | ○           | ○   | ○   | ○    | 現代の家庭教育('18)<br>教育社会学概論('19)<br>現代教育入門('21)<br>学校リスク論('22)<br>日本の文化と教育('23)<br>教育の行政・政治・経営('23)<br>コミュニティと教育('24)<br>世界の学校('24)<br>学校と法('24) | ☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑ | 海外の教育改革('21)<br>教育行政と学校経営('24)                     | ☑<br>☑      |  |
|     |                                     | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | ○           | ○   | ○   | ○    | 教育・学校心理学('20)  | ☑                                    | 発達心理学特論('21)<br>教育心理学特論('24)                       | ☑<br>☑      |  |
|     |                                     | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    | ○           | ○   | ○   | ○    | 障害者・障害児心理学('21)  | ☑                                    | 障害児・障害者心理学特論('19)                                  | ☑           |  |
|     |                                     | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             | ○           | ○   | ○   | ○    | 教育課程の意義及び編成の方法('15)【注4】【注5】  | ☑                                    | カリキュラムの理論と実践('21)                                  | ☑           |  |
|     |                                     | 教育の方法及び技術                                     | 教育の方法及び技術                                     | /           | ○   | ○   | ○    |  |                                      |  |             |  |
|     |                                     | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法                          | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法                          | /           | ○   | ○   | ○    | 教育のためのICT活用('22)   | ☑                                    | 教育情報システム設計('23)【注4】【注6】<br>eラーニングの理論と実践('24)【注6】   | ☑<br>☑      |  |
|     |                                     | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)                    | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)                    | ○           | /   | /   | /    | 教育のためのICT活用('22)<br>幼児教育の指導法('22)【注2】  | ☑<br>☑                               | 教育情報システム設計('23)【注4】【注6】<br>eラーニングの理論と実践('24)【注6】   | ☑<br>☑      |  |
|     |                                     | 幼児理解の理論及び方法                                   | 幼児理解の理論及び方法                                   | ○           | /   | /   | /    | 幼児理解の理論及び方法('15)【注4】【注5】   | ☑                                    |  |             |  |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法            | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法            | ○           | ○   | ○   | ○    | 乳幼児・児童の心理臨床('17)<br>思春期・青年期の心理臨床('19)<br>臨床心理学概論('20)  | ☑<br>☑<br>☑                          | 臨床心理面接特論Ⅰ('19)<br>臨床心理面接特論Ⅱ('19)<br>学校臨床心理学特論('21) | ☑<br>☑<br>☑ |  |
|     |                                     | 道徳の理論及び指導法                                    | 道徳の理論及び指導法                                    | /           | ○   | ○   | /    | 道徳教育論('21)   | ☑                                    | 道徳教育の理念と実践('20)【注7】                                | ☑           |  |
|     |                                     | 総合的な学習の時間の指導法                                 | 総合的な学習の時間の指導法                                 | /           | ○   | ○   | /    |  |                                      |  |             |  |
|     |                                     | 総合的な探究の時間の指導法                                 | 総合的な探究の時間の指導法                                 | /           | ○   | ○   | /    |  |                                      |  |             |  |
|     |                                     | 特別活動の指導法                                      | 特別活動の指導法                                      | /           | ○   | ○   | /    |  |                                      |  |             |  |
|     |                                     | 生徒指導の理論及び方法                                   | 生徒指導の理論及び方法                                   | /           | ○   | ○   | ○    | 新時代の生徒指導('23)  | ☑                                    |  |             |  |
|     |                                     | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                           | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                           | /           | ○   | ○   | ○    |  |                                      |  |             |  |
|     |                                     | 教育実践に関する科目                                    | 教育実践に関する科目                                    | /           | ○   | ○   | ○    |  |                                      |  |             |  |
|     |                                     | 教職実践演習  | 教職実践演習  | /           | ○   | ○   | ○    |  |                                      |  |             |  |
|     |                                     | 第五欄   | 大学が独自に設定する科目                                  |             | ○   | ○   | ○    | ○  | P.12【注2】、P.13【注3】及びP.14【注3】参照        |  |             |  |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目区分の凡例

〔大 学〕 ☑ 心理と教育、☑ 情報

〔大学院〕 ☑ 人間発達科学プログラム、☑ 臨床心理学プログラム、☑ 情報学プログラム

【注1】 取得希望の免許状に対応している科目かどうか、「取得対象免許状」欄で確認してください。(○印が付いていれば対応しています。)

【注2】 「幼児教育の指導法('22)」は、別表第8を利用しての幼稚園教諭免許状取得には利用できません。

【注3】 放送授業ですが、テレビによる放送は行わず、インターネット配信限定で視聴する科目です。そのため、受講には、インターネットなどの受講環境が必要です。受講環境についての詳細は、本学ウェブサイトをご確認ください。

【注4】 1科目1単位です。

【注5】 通常のオンライン授業科目と履修の流れが異なります。詳しくは、8ページをご確認ください。

【注6】 オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

【注7】 教育委員会の判断により、別表第3及び第5において、高等学校専修免許状を取得する際の「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目として利用できます。

## (2) 中学校「教科に関する専門的事項に関する科目」の対応科目

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

参考法令＜教育職員免許法施行規則第4条＞

| 取得しようとする教科 | 教科に関する専門的事項に関する科目〔注1〕     | 放送大学における対応科目<br>(一種・二種免許状取得に利用できる科目)  | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目)  |
|------------|---------------------------|---|---|
| 国語         | 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) | 日本語学入門('20)<br>日本語アカデミックライティング('22)(注2)<br>日本語教育学入門('24)(注2)  |   |
|            | 国文学(国文学史を含む。)             | 『方丈記』と『徒然草』('18)<br>文学批評への招待('18)<br>日本文学と和歌('21)<br>樋口一葉の世界('23)<br>『枕草子』の世界('24)  | 日本文学の研究史('21)   |
|            | 漢文学                       |   |   |
|            | 書道(書写を中心とする。)             |   |   |
| 社会         | 日本史・外国史                   | 日本美術史の近代とその外部('18)<br>日本の近世('20)<br>中国と東部ユーラシアの歴史('20)<br>日本近現代史('21)<br>韓国朝鮮の歴史と文化('21)<br>都市から見るヨーロッパ史('21)<br>歴史のなかの人間('22)<br>近現代ヨーロッパの歴史('22)<br>古代中世の日本('23)<br>西アジアの歴史('24)<br>アメリカ史:世界史の中で考える('24)  | 朝鮮の歴史と社会—近世近代('20)<br>日本史史料を読む('21)<br>西洋中世史('21)   |
|            | 地理学(地誌を含む。)               | 生活環境情報の表現—GIS入門('20)(注3)(注4)<br>人文地理学からみる世界('22)<br>地理空間情報の基礎と活用('22)<br>フィールドワークと民族誌('24)  | 生活空間情報の表現とGIS('24)(注3)(注4)  |
|            | 「法学、政治学」                  | グローバル化時代の日本国憲法('19)<br>日本政治外交史('19)<br>国際法('19)<br>刑法と生命('21)<br>日本政治思想史('21)<br>雇用社会と法('21)<br>世界の中の日本外交('21)<br>政治学入門('22)<br>空間と政治('22)<br>現代の国際政治('22)<br>市民生活と裁判('22)<br>民法('22)<br>著作権法('22)<br>行政法('22)<br>人生100年時代の家族と法('23)<br>一般市民のための法学入門('23)<br>情報と法('23)<br>全体主義と新自由主義のあいだ('23)(注3)<br>現代アメリカの政治と社会('24)<br>ヨーロッパ政治史('24)<br>新興アジアの政治と経済('24)<br>行政学講説('24) | 知財制度論('20)<br>公共政策('22)<br>経済政策('22)<br>保険法('22)(注3)                                      |
|            | 「社会学、経済学」                 | 総合人類学としてのヒト学('18)<br>経済社会を考える('19)<br>現代経済学('19)<br>国際経営('19)<br>社会調査の基礎('19)<br>財政と現代の経済社会('19)<br>コミュニティがつなぐ安全・安心('20)<br>金融と社会('20)<br>災害社会学('20)<br>ユーザ調査法('20)<br>環境と社会('21)<br>社会学概論('21)<br>NPO・NGOの世界('21)<br>海からみた産業と日本('22)<br>SDGsと教育('22)(注3)<br>ファイナンス入門('23)<br>リスクコミュニケーションの探究('23)  | 社会的協力論('20)<br>地域産業の発展と主体形成('20)<br>文化人類学の最前線('21)(注3)<br>人的資源管理('22)<br>都市社会構造論('23)(注3) |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

| 取得しようとする教科 | 教科に関する専門的事項に関する科目〔注1〕 | 放送大学における対応科目<br>(一種・二種免許状取得に利用できる科目)   | 科目区分  | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目)      | 科目区分        |
|------------|-----------------------|--|---|---|-------------|
| 社会         | 「社会学、経済学」             | 貧困の諸相(23)<br>持続可能な社会と生活(23)<br>現代国際社会と有機農業(23)<br>SDGs下のアジア産業論(23)<br>サービスサイエンス(23)<br>レジリエンスの科学(24)<br>環境と持続可能な経済発展(24)<br>都市と地域の社会学(24)<br>日本経済の比較史(24)<br>社会統計学入門(24)<br>開発経済学:アジア社会の変容(24)(注3)<br>官民の人的資源論(24)(注3)(注4) | 圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏 |   |             |
|            | 「哲学、倫理学、宗教学」          | 社会と産業の倫理(21)<br>西洋哲学の根源(22)<br>原初からへの思索(22)<br>現代に生きる現象学(23)<br>哲学・思想を今考える(23)<br>より良い思考の技法(23)<br>英米哲学の挑戦(23)<br>原典で読む日本の思想(24)<br>グリーンサポートと死生学(24)   | 基<br>文<br>文<br>文<br>文<br>基<br>文<br>文<br>文           | 日本文化と思想の展開一内と外と(22)<br>現実と向き合う政治理論(22)    | 込<br>経      |
| 数 学        | 代数学                   | 線型代数学(17)<br>入門線型代数(19)  | 圏<br>圏  |   |             |
|            | 幾何学                   | 正多面体と素数(21)  | 圏   |   |             |
|            | 解析学                   | 演習微分積分(19)(注3)(注4)<br>入門微分積分(22)<br>微分方程式(23)(注2)<br>解析入門(24)(注2)  | 圏<br>圏<br>圏<br>圏                                    | 数理科学(21)(注2)                              | 然           |
|            | 「確率論、統計学」             | 統計学(19)<br>身近な統計(24)<br>社会統計学入門(24)  | 圏<br>基<br>圏   |   |             |
|            | コンピュータ                | コンピュータとソフトウェア(18)<br>遠隔学習のためのパソコン活用(21)<br>数値の処理と数値解析(22)<br>データサイエンス・リテラシ基礎(22)<br>(注3)(注4)(注5)<br>データベース(23)<br>プログラミング入門 Python(24)(注3)(注4)<br>画像処理(24)   | 情<br>基<br>情<br>基<br>情<br>情<br>情                     | 計算論(16)<br>コンピューティング(19)<br>要求工学(24)      | 然<br>圏<br>圏 |
| 理 科        | 物理学                   | 力と運動の物理(19)<br>場と時間空間の物理(20)<br>量子物理学(21)<br>初歩からの物理(22)<br>量子物理演習(24)(注3)<br>物理の世界(24)  | 圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏                          | 現代物理の展望(19)                               | 然           |
|            | 化学                    | 初歩からの化学(18)<br>量子化学(19)<br>エントロピーからはじめる熱力学(20)<br>現代を生きるための化学(22)<br>かたちの化学ー化学の考え方入門(23)<br>分子の変化からみた世界(23)  | 圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏                          | 環境工学(19)(注3)                              | 経           |
|            | 生物学                   | 生物環境の科学(16)<br>生物の進化と多様化の科学(17)<br>生命分子と細胞の科学(19)<br>植物の科学(21)<br>暮らしに役立つバイオサイエンス(21)<br>感覚と応答の生物学(23)<br>初歩からの生物学(24)   | 圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏                     | 野外生物調査法(19)(注3)<br>生態学における情報リテラシー(23)(注3) | 然<br>然      |
|            | 地学                    | 太陽と太陽系の科学(18)<br>宇宙の誕生と進化(19)<br>はじめての気象学(21)<br>ダイナミックな地球(21)<br>宮沢賢治と宇宙(24)  | 圏<br>圏<br>圏<br>圏<br>圏                               | 地球を読み解く(19)(注3)                           | 然           |
|            | 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験 |  |   |   |             |
| 音 楽        | ソルフェージュ               |  |   |   |             |
|            | 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) |  |   |   |             |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

2024年度 中学校「教科に関する専門的事項に関する科目」

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

| 取得しようとする教科                       | 教科に関する専門的事項に関する科目〔注1〕                             | 放送大学における対応科目<br>(一種・二種免許状取得に利用できる科目)  | 科目区分                             | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目) | 科目区分                  |   |
|----------------------------------|---|---|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|---|
| 音 楽                              | 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)                              |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | 指揮法   |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | 音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)<br>音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)[注6] | 西洋音楽史('21)  | ㊦                                | 音楽・情報・脳('23)                         | ㊦                     |   |
| 美 術                              | 絵画(映像メディア表現を含む。)                                  |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | 彫刻  |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | デザイン(映像メディア表現を含む。)                                |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | 工芸  |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | 美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)                | 日本美術史の近代とその外部('18)<br>西洋の美学・美術史('24)  | ㊦<br>㊦                           | 美学・芸術学研究('19)                        | ㊦                     |   |
| 保 健 体 育                          | 体育実技  |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)     |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | 生理学(運動生理学を含む。)                                    | 循環器の健康科学('20)[注3][注4]<br>睡眠と健康('21)<br>食の安全('21)<br>人体の構造と機能('22)<br>運動と健康('22)<br>食と健康('24)<br>健康長寿のためのスポーツロジック('24) | ㊦<br>㊦<br>㊦<br>㊦<br>㊦<br>㊦<br>㊦  | スポーツ・健康医科学('19)<br>健康・スポーツ科学研究('21)  | ㊦<br>㊦                |   |
|                                  | 衛生学・公衆衛生学   | 健康と社会('23)<br>感染症と生体防御('24)<br>公衆衛生('24)  | ㊦<br>㊦<br>㊦                      | コミュニティケア('24)[注3]                    | ㊦                     |   |
|                                  | 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)                    | 精神疾患とその治療('20)  | ㊦                                | 精神医学特論('22)<br>保健医療心理学特論('22)        | ㊦<br>㊦                |   |
| 保 健                              | 生理学・栄養学   | 循環器の健康科学('20)[注3][注4]<br>睡眠と健康('21)<br>食の安全('21)<br>人体の構造と機能('22)<br>食と健康('24)  | ㊦<br>㊦<br>㊦<br>㊦<br>㊦            | スポーツ・健康医科学('19)<br>健康・スポーツ科学研究('21)  | ㊦<br>㊦                |   |
|                                  | 衛生学・公衆衛生学   | 健康と社会('23)<br>感染症と生体防御('24)<br>公衆衛生('24)  | ㊦<br>㊦<br>㊦                      | コミュニティケア('24)[注3]                    | ㊦                     |   |
|                                  | 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)                    | 精神疾患とその治療('20)<br>今日のメンタルヘルス('23)   | ㊦<br>㊦                           | 精神医学特論('22)<br>保健医療心理学特論('22)        | ㊦<br>㊦                |   |
|                                  | 材料加工(実習を含む。)                                      |   |                                  |                                      |                       |   |
| 技 術                              | 機械・電気(実習を含む。)                                     |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | 生物育成  |   |                                  |                                      |                       |   |
|                                  | 情報とコンピュータ   | コンピュータとソフトウェア('18)  | コンピュータとソフトウェア('18)               | ㊦                                    | 情報デザイン特論('22)[注2]     | ㊦ |
|                                  |   | 生活環境と情報認知('20)  | 生活環境と情報認知('20)                   | ㊦                                    | サイバーボランティア論('22)[注3]  | ㊦ |
|                                  |   | 情報技術が拓く人間理解('20)  | 情報技術が拓く人間理解('20)                 | ㊦                                    | 情報とコミュニケーション('23)[注3] | ㊦ |
|                                  |   | AIシステムと人・社会との関係('20)  | AIシステムと人・社会との関係('20)             | ㊦                                    | 要求工学('24)             | ㊦ |
|                                  |   | アルゴリズムとプログラミング('20)   | アルゴリズムとプログラミング('20)              | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | 身近なネットワークサービス('20)  | 身近なネットワークサービス('20)               | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | 映像コンテンツの制作技術('20)   | 映像コンテンツの制作技術('20)                | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | 情報デザイン('21)[注5]   | 情報デザイン('21)[注5]                  | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | デジタル情報の処理と認識('22)[注3]   | デジタル情報の処理と認識('22)[注3]            | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | メディア論('22)  | メディア論('22)                       | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | 情報セキュリティ概論('22)   | 情報セキュリティ概論('22)                  | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | 日常生活のデジタルメディア('22)  | 日常生活のデジタルメディア('22)               | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | コンピュータビジョン('22)[注3]   | コンピュータビジョン('22)[注3]              | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | データサイエンス・リテラシ基礎('22)[注3][注4][注5]  | データサイエンス・リテラシ基礎('22)[注3][注4][注5] | ㊦                                    |                       |   |
|                                  |   | データサイエンス・リテラシ導入('22)[注3][注4][注5]  | データサイエンス・リテラシ導入('22)[注3][注4][注5] | ㊦                                    |                       |   |
| データサイエンス・リテラシ心得('22)[注3][注4][注5] | データサイエンス・リテラシ心得('22)[注3][注4][注5]                  | ㊦   |                                  |                                      |                       |   |
| ソーシャルシティ('23)                    | ソーシャルシティ('23)                                     | ㊦   |                                  |                                      |                       |   |
| 情報と法('23)                        | 情報と法('23)   | ㊦   |                                  |                                      |                       |   |
| ヒューマンインタフェース('23)[注2]            | ヒューマンインタフェース('23)[注2]                             | ㊦   |                                  |                                      |                       |   |
| 情報セキュリティの理論と基盤('23)[注3][注4]      | 情報セキュリティの理論と基盤('23)[注3][注4]                       | ㊦   |                                  |                                      |                       |   |
| 情報セキュリティの現状と展望('23)[注3][注4]      | 情報セキュリティの現状と展望('23)[注3][注4]                       | ㊦   |                                  |                                      |                       |   |
| 自然言語処理('23)                      | 自然言語処理('23)                                       | ㊦   |                                  |                                      |                       |   |
| データベース('23)                      | データベース('23)                                       | ㊦   |                                  |                                      |                       |   |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

| 取得しようとする教科 | 教科に関する専門的事項に関する科目〔注1〕                       | 放送大学における対応科目<br>(一種・二種免許状取得に利用できる科目)   | 科目区分                  | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目) | 科目区分   |
|------------|---|--|-----------------------|--------------------------------------|--------|
| 技術         | 情報とコンピュータ                                   | プログラミング入門 Python('24)〔注3〕〔注4〕<br>画像処理('24)<br>データ構造の基礎('24)<br>情報化社会におけるメディア教育('24)<br>データの分析と知識発見('24)<br>コンピュータ通信概論('24) | 備<br>備<br>備<br>備<br>備 |                                      |        |
| 家庭         | 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)                     | リスク社会の家族変動('20)<br>家族問題と家族支援('20)<br>生活経済学('20)<br>リスクコミュニケーションの探究('23)  | 備<br>備<br>備<br>備      | 生活リスクマネジメント('17)<br>家族政策研究('21)      | 備<br>備 |
|            | 被服学(被服実習を含む。)                               |  |                       |                                      |        |
|            | 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)[注7]                  | 食の安全('21)<br>食と健康('24)   | 備<br>備                | 食健康科学('21)〔注3〕〔注4〕                   | 備      |
|            | 住居学   | 住まいの環境論('23)   | 備                     |                                      |        |
|            | 保育学   | 乳幼児の保育・教育('21)   | 備                     |                                      |        |
| 職業         | 産業概説  |  |                       |                                      |        |
|            | 職業指導  |  |                       |                                      |        |
|            | 「農業、工業、商業、水産」<br>「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」 |  |                       |                                      |        |
| 職業指導       | 職業指導  |  |                       |                                      |        |
|            | 職業指導の技術                                     |  |                       |                                      |        |
|            | 職業指導の運営管理                                   |  |                       |                                      |        |
| 英語         | 英語学   |  |                       |                                      |        |
|            | 英語文学  |  |                       |                                      |        |
|            | 英語コミュニケーション                                 | 教養で読む英語('19)〔注3〕<br>英語で読む大統領演説('20)<br>英語で「道」を語る('21)<br>ビートルズ de 英文法('21)<br>グローバル時代の英語('22)                              | 例<br>例<br>例<br>例<br>例 |                                      |        |
|            | 異文化理解                                       |  |                       |                                      |        |
| ドイツ語       | ドイツ語学                                       | ドイツ語Ⅰ('23)<br>ドイツ語Ⅱ('23)   | 例<br>例                |                                      |        |
| フランス語      | フランス語学                                      | フランス語Ⅰ('24)<br>フランス語Ⅱ('24)   | 例<br>例                |                                      |        |
| 中国語        | 中国語学  | 中国語Ⅰ('23)<br>中国語Ⅱ('23)   | 例<br>例                |                                      |        |
| 韓国語        | 韓国語学  | 韓国語Ⅰ('20)<br>韓国語Ⅱ('20)   | 例<br>例                |                                      |        |
| ロシア語       | ロシア語学                                       | 初歩のロシア語('22)   | 例                     |                                      |        |
| 宗教         | 宗教学   | 原典で読む日本の思想('24)  | 例                     |                                      |        |
|            | 宗教史<br>「教理学、哲学」                             |  |                       |                                      |        |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目区分の凡例

〔大 学〕 備 基礎科目、例 外国語科目、備 生活と福祉、例 心理と教育、備 社会と産業、例 人間と文化、例 自然と環境、備 情報

〔大学院〕 備 生活健康科学プログラム、備 臨床心理学プログラム、例 社会経営科学プログラム、例 人文学プログラム、例 自然環境科学プログラム、例 情報学プログラム

〔注1〕「教科に関する専門的事項に関する科目」のうち、「」内に表示された科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1つ以上にわたって行うこととなります(教育職員免許法施行規則第4条の表備考第4号)。たとえば、「社会」の「法律学、政治学」については、「法律学」または「政治学」のいずれかの単位を修得していればよいとされています。(1つでもよい。)

〔注2〕放送授業ですが、テレビによる放送は行わず、インターネット配信限定で視聴する科目です。そのため、受講には、インターネットなどの受講環境が必要です。受講環境についての詳細は、本学ウェブサイトをご確認ください。

〔注3〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

〔注4〕1科目1単位です。

〔注5〕2023年度以降に単位を修得した場合に限り、対応科目として認められます。

〔注6〕「音楽理論・作曲法(編曲法を含む)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む)」の放送大学における対応科目には、「作曲法(編曲法を含む)」についての内容を含んでおりません。

〔注7〕「食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む)」の放送大学における対応科目には、「調理実習」についての内容を含んでおりません。





2024年度 高等学校「教科に関する専門的事項に関する科目」

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

| 取得しようとする教科 | 教科に関する専門的事項に関する科目〔注1〕                             | 放送大学における対応科目<br>(一種免許状取得に利用できる科目)   | 科目区分                            | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目)        | 科目区分   |
|------------|---|---|---------------------------------|---|--------|
| 理科         | 物理学   | 力と運動の物理('19)<br>場と時間空間の物理('20)<br>量子物理学('21)<br>初歩からの物理('22)<br>量子物理演習('24)〔注3〕<br>物理の世界('24)                                 | ○<br>○<br>○<br>○<br>○           | 現代物理の展望('19)                                | ○      |
|            | 化学  | 初歩からの化学('18)<br>量子化学('19)<br>エントロピーからはじめる熱力学('20)<br>現代を生きるための化学('22)<br>かたちの化学－化学の考え方入門('23)<br>分子の変化からみた世界('23)             | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○      | 環境工学('19)〔注3〕                               | ○      |
|            | 生物学   | 生物環境の科学('16)<br>生物の進化と多様化の科学('17)<br>生命分子と細胞の科学('19)<br>植物の科学('21)<br>暮らしに役立つバイオサイエンス('21)<br>感覚と応答の生物学('23)<br>初歩からの生物学('24) | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ | 野外生物調査法('19)〔注3〕<br>生態学における情報リテラシー('23)〔注3〕 | ○<br>○ |
|            | 地学  | 太陽と太陽系の科学('18)<br>宇宙の誕生と進化('19)<br>はじめての気象学('21)<br>ダイナミックな地球('21)<br>宮沢賢治と宇宙('24)  | ○<br>○<br>○<br>○<br>○           | 地球を読み解く('19)〔注3〕                            | ○      |
|            | 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」                           |   |                                 |   |        |
| 音楽         | ソルフェージュ   |   |                                 |   |        |
|            | 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)                             |   |                                 |   |        |
|            | 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)                              |   |                                 |   |        |
|            | 指揮法   |   |                                 |   |        |
|            | 音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)<br>音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)[注6] | 西洋音楽史('21)  | ☑                               | 音楽・情報・脳('23)                                | ○      |
| 美術         | 絵画(映像メディア表現を含む。)                                  |   |                                 |   |        |
|            | 彫刻  |   |                                 |   |        |
|            | デザイン(映像メディア表現を含む。)                                |   |                                 |   |        |
|            | 美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)                | 日本美術史の近代とその外部('18)<br>西洋の美学・美術史('24)  | ☑<br>☑                          | 美学・芸術学研究('19)                               | ○      |
| 工芸         | 図法・製図   |   |                                 |   |        |
|            | デザイン  |   |                                 |   |        |
|            | 工芸制作(プロダクト制作を含む。)                                 |   |                                 |   |        |
|            | 工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)         |   |                                 |   |        |
| 書道         | 書道(書写を含む。)  |   |                                 |   |        |
|            | 書道史   |   |                                 |   |        |
|            | 「書論、鑑賞」   |   |                                 |   |        |
|            | 「国文学、漢文学」   |   |                                 |   |        |
| 保健体育       | 体育実技  |   |                                 |   |        |
|            | 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)     |   |                                 |   |        |
|            | 生理学(運動生理学を含む。)                                    | 循環器の健康科学('20)〔注3〕〔注4〕<br>睡眠と健康('21)<br>食の安全('21)<br>人体の構造と機能('22)<br>運動と健康('22)   | ○<br>○<br>○<br>○<br>○           | スポーツ・健康医科学('19)<br>健康・スポーツ科学研究('21)         | ○<br>○ |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

| 取得しようとする教科 | 教科に関する専門的事項に関する科目〔注1〕          | 放送大学における対応科目<br>(一種免許状取得に利用できる科目)   | 科目区分  | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目)                               | 科目区分        |
|------------|--------------------------------|---|---|--|-------------|
| 保健体育       | 生理学(運動生理学を含む。)                 | 食と健康('24)<br>健康長寿のためのスポーツロジック('24)  | 福<br>福  |  |             |
|            | 衛生学・公衆衛生学                      | 健康と社会('23)<br>感染症と生体防御('24)<br>公衆衛生('24)  | 福<br>福<br>福   | コミュニティケア('24)〔注3〕  | 生           |
|            | 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) | 精神疾患とその治療('20)  | 福   | 精神医学特論('22)<br>保健医療心理学特論('22)                                      | 生<br>福      |
| 保健         | 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」             | 循環器の健康科学('20)〔注3〕〔注4〕<br>睡眠と健康('21)<br>食の安全('21)<br>運動と健康('22)<br>人体の構造と機能('22)<br>食と健康('24)  | 福<br>福<br>福<br>基<br>福<br>福                          | スポーツ・健康医科学('19)<br>健康・スポーツ科学研究('21)                                | 生<br>生      |
|            | 衛生学・公衆衛生学                      | 健康と社会('23)<br>感染症と生体防御('24)<br>公衆衛生('24)  | 福<br>福<br>福   | コミュニティケア('24)〔注3〕  | 生           |
|            | 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) | 精神疾患とその治療('20)<br>今日のメンタルヘルス('23)   | 福<br>福  | 精神医学特論('22)<br>保健医療心理学特論('22)                                      | 生<br>福      |
| 看護         | 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」         | 循環器の健康科学('20)〔注3〕〔注4〕<br>疾病の成立と回復促進('21)<br>睡眠と健康('21)<br>疾病の回復を促進する薬('21)<br>食の安全('21)<br>人体の構造と機能('22)<br>食と健康('24)   | 福<br>福<br>福<br>福<br>福<br>福<br>福                     |  |             |
|            | 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)    | リハビリテーション('19)<br>健康への力の探究('19)<br>老年看護学('19)<br>災害看護学・国際看護学('20)<br>母性看護学('20)<br>認知症と生きる('21)<br>看護学概説('22)<br>小児看護学('22)<br>地域・在宅看護論('23)<br>基礎看護学('24)<br>看護管理と医療安全('24)<br>成人看護学('24)  | 福<br>福<br>福<br>福<br>福<br>福<br>福<br>福<br>福<br>福<br>福 |  |             |
|            | 看護実習                           |   |   |  |             |
| 家庭         | 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)        | リスク社会の家族変動('20)<br>家族問題と家族支援('20)<br>生活経済学('20)<br>リスクコミュニケーションの探究('23)   | 福<br>福<br>福<br>福                                    | 生活リスクマネジメント('17)<br>家族政策研究('21)                                    | 生<br>生      |
|            | 被服学(被服実習を含む。)                  |   |   |  |             |
|            | 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)[注8]     | 食の安全('21)<br>食と健康('24)  | 福<br>福  | 食健康科学('21)〔注3〕〔注4〕   | 生           |
|            | 住居学<br>保育学                     | 住まいの環境論('23)<br>乳幼児の保育・教育('21)  | 産<br>心  |  |             |
| 情報         | 情報社会(職業に関する内容を含む。)、情報倫理        | 情報社会のユニバーサルデザイン('19)<br>生活環境と情報認知('20)<br>情報技術が拓く人間理解('20)<br>AIシステムと人・社会との関係('20)<br>情報デザイン('21)〔注7〕<br>情報学へのとびら('22)<br>メディア論('22)<br>情報セキュリティ概論('22)<br>日常生活のデジタルメディア('22)<br>データサイエンス・リテラシ導入('22)〔注3〕〔注4〕〔注7〕<br>データサイエンス・リテラシ心得('22)〔注3〕〔注4〕〔注7〕 | 情<br>福<br>情<br>情<br>情<br>基<br>情<br>情<br>基<br>基      | 情報デザイン特論('22)〔注2〕<br>サイバーボランティア論('22)〔注3〕<br>情報とコミュニケーション('23)〔注3〕 | 観<br>観<br>観 |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

2024年度 高等学校「教科に関する専門的事項に関する科目」

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

| 取得しようとする教科          | 教科に関する専門的事項に関する科目〔注1〕            | 放送大学における対応科目<br>(一種免許状取得に利用できる科目) | 科目区分                       | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目) | 科目区分 |
|---------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|------|
| 情報                  | 情報社会(職業に関する内容を含む)・情報倫理           | ソーシャルシティ('23)                     | 情                          |                                      |      |
|                     |                                  | 情報と法('23)                         | 情                          |                                      |      |
|                     |                                  | ヒューマンインタフェース('23)〔注2〕             | 情                          |                                      |      |
|                     |                                  | 情報セキュリティの理論と基盤('23)〔注3〕〔注4〕       | 情                          |                                      |      |
|                     |                                  | 情報セキュリティの現状と展望('23)〔注3〕〔注4〕       | 情                          |                                      |      |
| コンピュータ・情報処理         | コンピュータの動作と管理('17)                | 情                                 | ソフトウェア工学('19)<br>要求工学('24) | 報<br>報                               |      |
|                     | 計算の科学と手引き('19)                   | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | アルゴリズムとプログラミング('20)              | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | デジタル情報の処理と認識('22)〔注3〕            | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | コンピュータビジョン('22)〔注3〕              | 情                                 |                            |                                      |      |
| 情報システム              | データサイエンス・リテラシ基礎('22)〔注3〕〔注4〕〔注7〕 | 基                                 |                            |                                      |      |
|                     | 自然言語処理('23)                      | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | プログラミング入門 Python('24)〔注3〕〔注4〕    | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | 画像処理('24)                        | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | データ構造の基礎('24)                    | 情                                 |                            |                                      |      |
| 情報通信ネットワーク          | コンピュータとソフトウェア('18)               | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | Webのしくみと応用('19)                  | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | データベース('23)                      | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | データの分析と知識発見('24)                 | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | 身近なネットワークサービス('20)               | 情                                 |                            |                                      |      |
| マルチメディア表現・マルチメディア技術 | コンピュータ通信概論('24)                  | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | 映像コンテンツの制作技術('20)                | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | コンピュータグラフィックス('22)〔注3〕           | 情                                 |                            |                                      |      |
|                     | フードシステムと日本農業('22)                | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 現代国際社会と有機農業('23)                 | 産                                 |                            |                                      |      |
| 農業                  | 農業の関係科目                          |                                   |                            |                                      |      |
|                     | 職業指導                             |                                   |                            |                                      |      |
|                     | 工業                               | エネルギーと社会('19)                     | 産                          |                                      |      |
|                     |                                  | 工業の関係科目                           | 産                          |                                      |      |
|                     |                                  | 緑地環境の計画('21)〔注3〕                  | 産                          |                                      |      |
| 環境を可視化する技術と応用('23)  |                                  | 産                                 |                            |                                      |      |
| イノベーション・マネジメント('23) |                                  | 産                                 |                            |                                      |      |
| 職業指導                |                                  |                                   |                            |                                      |      |
| 商業                  | マーケティング('21)                     | 産                                 | 人的資源管理('22)                | 経                                    |      |
|                     | サプライチェーン・マネジメント('21)             | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 簿記入門('22)                        | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 現代の内部監査('22)                     | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 管理会計('22)                        | 産                                 |                            |                                      |      |
| 職業指導                | 経営情報学入門('23)                     | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 経営学入門('24)                       | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 会計学('24)                         | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 水産                               |                                   |                            |                                      |      |
|                     | 水産                               |                                   |                            |                                      |      |
| 福祉                  | ライフステージと社会保障('20)                | 産                                 | 福祉政策と人権('22)               | 生                                    |      |
|                     | 社会福祉―新しい地平を拓く('22)               | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 社会福祉実践とは何か('22)                  | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 地域福祉の課題と展望('22)                  | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 社会政策の国際動向と日本の位置('23)             | 産                                 |                            |                                      |      |
| 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉    | 地域生活を支える社会福祉と法('24)              | 産                                 | 社会福祉の探究('24)〔注3〕           | 生                                    |      |
|                     | 子どもの人権をどうまもるのか('21)              | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 福祉心理学('21)                       | 心                                 |                            |                                      |      |
|                     | 高齢者を支える('23)                     | 産                                 |                            |                                      |      |
|                     | 障害者の自立と制度('24)                   | 産                                 |                            |                                      |      |
| 社会福祉援助技術            |                                  |                                   |                            |                                      |      |
| 介護理論・介護技術           |                                  |                                   |                            |                                      |      |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

| 取得しようとする教科 | 教科に関する専門的事項に関する科目〔注1〕                   | 放送大学における対応科目<br>(一種免許状取得に利用できる科目)   |                       | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目) |      |
|------------|---|---|-----------------------|--------------------------------------|------|
|            |   |   | 科目区分                  |                                      | 科目区分 |
| 福祉         | 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) |   |                       |                                      |      |
|            | 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解                 | 運動と健康('22)  | Ⅲ                     | 健康・スポーツ科学研究('21)                     | Ⅲ    |
|            | 加齢に関する理解・障害に関する理解                       |   |                       | スポーツ・健康医科学('19)                      | Ⅲ    |
| 商船         | 商船の関係科目                                 |   |                       |                                      |      |
|            | 職業指導                                    |   |                       |                                      |      |
| 職業指導       | 職業指導                                    |   |                       |                                      |      |
|            | 職業指導の技術                                 |   |                       |                                      |      |
|            | 職業指導の運営管理                               |   |                       |                                      |      |
| 英語         | 英語学                                     |   |                       |                                      |      |
|            | 英語文学                                    |   |                       |                                      |      |
|            | 英語コミュニケーション                             | 教養で読む英語('19)〔注3〕<br>英語で読む大統領演説('20)<br>英語で「道」を語る('21)<br>ビートルズ de 英文法('21)<br>グローバル時代の英語('22) | Ⅲ<br>Ⅲ<br>Ⅲ<br>Ⅲ<br>Ⅲ |                                      |      |
|            | 異文化理解                                   |   |                       |                                      |      |
|            |   |   |                       |                                      |      |
| ドイツ語       | ドイツ語学                                   | ドイツ語Ⅰ('23)  | Ⅲ                     |                                      |      |
|            |   | ドイツ語Ⅱ('23)  | Ⅲ                     |                                      |      |
| フランス語      | フランス語学                                  | フランス語Ⅰ('24)   | Ⅲ                     |                                      |      |
|            |   | フランス語Ⅱ('24)   | Ⅲ                     |                                      |      |
| 中国語        | 中国語学                                    | 中国語Ⅰ('23)   | Ⅲ                     |                                      |      |
|            |   | 中国語Ⅱ('23)   | Ⅲ                     |                                      |      |
| 韓国語        | 韓国語学                                    | 韓国語Ⅰ('20)   | Ⅲ                     |                                      |      |
|            |   | 韓国語Ⅱ('20)   | Ⅲ                     |                                      |      |
| ロシア語       | ロシア語学                                   | 初歩のロシア語('22)  | Ⅲ                     |                                      |      |
| 宗教         | 宗教学                                     | 原典で読む日本の思想('24)   | Ⅲ                     |                                      |      |
|            | 宗教史                                     |   |                       |                                      |      |
|            | 「教理学、哲学」                                |   |                       |                                      |      |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

#### 科目区分の凡例

〔大 学〕 Ⅲ 基盤科目、Ⅲ 外国語科目、Ⅲ 生活と福祉、Ⅲ 心理と教育、Ⅲ 社会と産業、Ⅲ 人間と文化、Ⅲ 自然と環境、Ⅲ 情報、Ⅲ 看護師資格取得に資する科目

〔大学院〕 Ⅲ 生活健康科学プログラム、Ⅲ 人間発達科学プログラム、Ⅲ 臨床心理学プログラム、Ⅲ 社会経営科学プログラム、Ⅲ 人文学プログラム、Ⅲ 自然環境科学プログラム、Ⅲ 情報学プログラム

〔注1〕「教科に関する専門的事項に関する科目」のうち、「Ⅲ」内に表示された科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1つ以上にわたって行うこととなります(教育職員免許法施行規則第4条の表備考第4号)。たとえば、「公民」の「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」については、「法律学(国際法を含む。)」または「政治学(国際政治を含む。)」のいずれかの単位を修得していればよいとされています。(1つでもよい。)

〔注2〕放送授業ですが、テレビによる放送は行わず、インターネット配信限定で視聴する科目です。そのため、受講には、インターネットなどの受講環境が必要です。受講環境についての詳細は、本学ウェブサイトをご確認ください。

〔注3〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

〔注4〕1科目1単位です。

〔注5〕「臨床心理学特論('23)」は1科目4単位です。(授業料は48,000円)

〔注6〕「音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)」音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)の放送大学における対応科目には、「作曲法(編曲法を含む。)」についての内容を含んでおりません。

〔注7〕2023年度以降に単位を修得した場合に限り、対応科目として認められます。

〔注8〕「食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)」の放送大学における対応科目には、「調理実習」についての内容を含んでおりません。

〔注9〕「社会福祉学(職業指導を含む。)」の放送大学における対応科目には、「職業指導」についての内容を含んでおりません。

## (4) 養護教諭「養護及び教職に関する科目」の対応科目 栄養教諭「栄養に係る教育及び教職に関する科目」の対応科目

参考法令<教育職員免許法施行規則第9条、第10条>

| 第一欄 | 養護及び教職に関する科目<br>栄養に係る教育及び教職に関する科目         | 左記の各科目に含めることが必要な事項 | 取得対象免許状 <sup>(注1)</sup>                       |      | 放送大学における対応科目<br>(一種・二種免許状取得に利用できる科目) | 科目区分   | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目) | 科目区分  |                            |
|-----|---|--------------------|---|------|--------------------------------------|--|--------------------------------------|---|----------------------------|
|     |   |                    | 養護教諭  | 栄養教諭 |                                      |  |                                      |   |                            |
| 第二欄 | 養護に関する科目                                  |                    | ○   | ○    | 養護教諭「養護に関する科目」の対応科目(P.29)            |  |                                      |   |                            |
| 第三欄 | 栄養に関する科目                                  |                    | ○   | ○    |                                      |  |                                      |   |                            |
| 第三欄 | 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 <sup>(注2)</sup> | 教育の基礎的理解に関する科目     | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | ○    | ○                                    | テーマで学ぶ日本教育史('24)<br>心理と教育へのいざない('24)   | ☑<br>☑                               | 教育文化の社会学('17)   | ☑                          |
|     |   |                    | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)            | ○    | ○                                    | 日本の教職論('22)〔注3〕  | ☑                                    |   |                            |
|     |   |                    | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | ○    | ○                                    | 現代の家庭教育('18)<br>教育社会学概論('19)<br>現代教育入門('21)<br>学校リスク論('22)<br>日本の文化と教育('23)<br>教育の行政・政治・経営('23)<br>コミュニティと教育('24)<br>世界の学校('24)<br>学校と法('24) | ☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑ | 海外の教育改革('21)<br>教育行政と学校経営('24)                                      | ☑<br>☑                     |
|     |   |                    | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | ○    | ○                                    | 教育・学校心理学('20)  | ☑                                    | 発達心理学特論('21)<br>教育心理学特論('24)  | ☑<br>☑                     |
|     |   |                    | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    | ○    | ○                                    | 障害者・障害児心理学('21)  | ☑                                    | 障害児・障害者心理学特論('19)   | ☑                          |
|     |   |                    | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             | ○    | ○                                    |  |                                      | カリキュラムの理論と実践('21)   | ☑                          |
|     |   |                    | 道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目               | ○    | ○                                    | 道徳教育論('21)<br>教育のためのICT活用('22)<br>新時代の生徒指導('23)<br>乳幼児・児童の心理臨床('17)<br>思春期・青年期の心理臨床('19)<br>臨床心理学概論('20)                                     | ☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑           | 道徳教育の理念と実践('20)<br>教育情報システム設計('23)〔注4〕〔注5〕<br>eラーニングの理論と実践('24)〔注4〕 | ☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑<br>☑ |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目                                | 養護実習               | ○   | ○    |                                      |  |                                      |   |                            |
|     |   | 栄養教育実習             | ○   | ○    |                                      |  |                                      |   |                            |
|     |   | 教職実践演習             | ○   | ○    |                                      |  |                                      |   |                            |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目                              |                    | ○   | ○    | P.15〔注1〕及びP.16(2)〔注2〕参照              |  |                                      |   |                            |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目区分の凡例

〔大 学〕 ☑心理と教育、☒情報

〔大学院〕 ☒人間発達科学プログラム、☒臨床心理学プログラム、☒情報学プログラム

〔注1〕取得希望の免許状に対応している科目かどうか、「取得対象免許状」欄で確認してください。(○印が付いていれば対応しています。)

〔注2〕栄養士免許等を所要資格として栄養教諭免許状を取得する場合の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法は、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「栄養教育実習」について、それぞれ1単位以上を修得するものとされています。なお、「栄養教育実習」の単位は、教育職員免許法第3条の2に規定する非常勤の講師として1年以上の栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(栄養教育実習を除く。)」の単位をもってこれに替えることができます。

〔注3〕放送授業ですが、テレビによる放送は行わず、インターネット配信限定で視聴する科目です。そのため、受講には、インターネットなどの受講環境が必要です。受講環境についての詳細は、本学ウェブサイトをご確認ください。

〔注4〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

〔注5〕1科目1単位です。

## (5) 養護教諭「養護に関する科目」の対応科目

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

参考法令＜教育職員免許法施行規則第9条＞

| 養護に関する科目                | 放送大学における対応科目<br>(一種・二種免許状取得に利用できる科目)     |             | 放送大学大学院における対応科目<br>(専修免許状取得に利用できる科目) |      |
|-------------------------|--|-------------|--------------------------------------|------|
|                         |  | 科目区分        |                                      | 科目区分 |
| 衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)     | 健康と社会('23)<br>感染症と生体防御('24)<br>公衆衛生('24) | 囲<br>囲<br>囲 | コミュニティケア('24)(注1)                    | 囲    |
| 学校保健                    |  |             |                                      |      |
| 養護概説                    |  |             |                                      |      |
| 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法     |  |             |                                      |      |
| 栄養学(食品学を含む。)            |  |             |                                      |      |
| 解剖学・生理学                 | 循環器の健康科学('20)(注1)(注2)                    | 囲           | スポーツ・健康医科学('19)                      | 囲    |
|                         | 睡眠と健康('21)                               | 囲           | 健康・スポーツ科学研究('21)                     | 囲    |
|                         | 人体の構造と機能('22)                            | 囲           |                                      |      |
|                         | 運動と健康('22)                               | 囲           |                                      |      |
| 「微生物学、免疫学、薬理概論」(注3)     |  |             |                                      |      |
| 精神保健                    | 精神疾患とその治療('20)                           | 囲           | 精神医学特論('22)                          | 囲    |
|                         | 今日のメンタルヘルス('23)                          | 囲           | 保健医療心理学特論('22)                       | 囲    |
| 看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)(注4) | リハビリテーション('19)                           | 囲           |                                      |      |
|                         | 健康への力の探究('19)                            | 囲           |                                      |      |
|                         | 老年看護学('19)                               | 囲           |                                      |      |
|                         | 災害看護学・国際看護学('20)                         | 囲           |                                      |      |
|                         | 母性看護学('20)                               | 囲           |                                      |      |
|                         | 認知症と生きる('21)                             | 囲           |                                      |      |
|                         | 看護学概説('22)                               | 囲           |                                      |      |
|                         | 小児看護学('22)                               | 囲           |                                      |      |
|                         | 地域・在宅看護論('23)                            | 囲           |                                      |      |
|                         | 基礎看護学('24)                               | 囲           |                                      |      |
|                         | 看護管理と医療安全('24)                           | 囲           |                                      |      |
| 成人看護学('24)              | 囲  |             |                                      |      |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

## 科目区分の凡例

〔大 学〕 囲 基盤科目、 囲 生活と福祉、 〇 心理と教育  
 〇 看護師資格取得に資する科目

〔大学院〕 〇 生活健康科学プログラム、 〇 臨床心理学プログラム

〔注1〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

〔注2〕1科目1単位です。

〔注3〕「微生物学、免疫学、薬理概論」については、「微生物学」、「免疫学」又は「薬理概論」のいずれかの科目を一つ以上にわたって単位を修得するものとされています。(一つでもよい。)(教育職員免許法施行規則第4条の表備考第4号)

〔注4〕「看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)」の放送大学における対応科目には、「臨床実習」についての内容を含んでおりません。

## 7 特別支援学校教諭の免許状 (知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域)

本学における対応状況  
★★★：一種、二種免許状

教育職員検定による方法で、特別支援学校教諭の免許状を取得するためには、免許状の授与を受けてから所定の在職年数があり、かつ、学力の検定について、教育職員免許法及び同法施行規則に定める「特別支援教育に関する科目」の単位を修得することが必要です。放送大学では、この「特別支援教育に関する科目」に対応する科目を開講しています。

放送大学では、特別支援学校教諭免許状に定められる5つの教育領域のうち、「知的障害者教育領域」及び「肢体不自由者教育領域」の2領域に対応しています。小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状をお持ちの方が、放送大学を利用して教育職員検定により初めて特別支援学校教諭免許状を取得される場合、取得できる免許状は二種免許状となります。

教育職員検定の詳細について、申請先の都道府県教育委員会で確認するとともに、各免許状取得に必要な[在職年数、修得単位数、放送大学の科目の利用の可否]等についても必ず指導を受けてください。→P6参照

二種免許状を取得する際に利用した科目は、一種免許状の取得には利用できません。また、放送大学では、専修免許状に対応する科目はありません。

### 教育職員検定における取得条件

参考法令<教育職員免許法別表第7(第6条関係)>及び<教育職員免許法施行規則第18条>

| 所要資格                          | 受けようとする<br>特別支援学校教諭免許状 | 最低在職年数 | 最低修得単位数  |
|-------------------------------|------------------------|--------|----------|
| 特別支援学校教諭一種免許状                 | 専修免許状                  | 3年〔注1〕 | 15単位〔注2〕 |
| 特別支援学校教諭二種免許状                 | 一種免許状                  | 3年〔注1〕 | 6単位〔注3〕  |
| 小学校、中学校、高等学校<br>又は幼稚園教諭の普通免許状 | 二種免許状                  | 3年     | 6単位〔注3〕  |

次頁  
(例)参照

グレーで塗りつぶした科目については、放送大学・放送大学大学院では対応科目を開講していません。

〔注1〕専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任とする教員として在職した年数です。

〔注2〕放送大学では、「専修免許状」に対応する科目はありません。

〔注3〕教育職員免許法上の最低修得単位数は6単位ですが、科目区分において必要な単位数の内訳が都道府県によって異なるため、放送大学の科目のみで教育職員検定により免許状の取得を目指す場合、**4科目8単位**の履修が必要となる場合があります。(詳しくは次頁「放送大学における対応科目」の項をご覧ください。)

## 「特別支援教育に関する科目」の対応科目

科目登録の前に、P.6の「放送大学を利用した教員免許状の取得についての注意」をお読みください。

参考法令<教育職員免許法施行規則第18条>

| 免許法令に定める科目  |                                   | 放送大学における<br>対応科目<br>〔注1〕          | 中心と<br>なる領域    | 含む領域    |
|-------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------|---------|
| 第1欄         | 特別支援教育の基礎理論に関する科目                 | 特別支援教育基礎論（'24）<br>〔注3〕            |                |         |
| 第2欄<br>〔注2〕 | 特別支援教育領域に関する科目                    | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 知的障害教育総論（'20）  | 知的障害者   |
|             |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 |                |         |
|             |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 肢体不自由児の教育（'20） | 肢体不自由者  |
|             |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 |                |         |
| 第3欄         | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 特別支援教育総論（'19）  | 重複・発達領域 |
|             |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 |                |         |

科目区分の凡例

〔大 学〕  心理と教育

〔注1〕以前に放送大学で開設していた「特別支援教育に関する科目」については、P.45のQ.13を参照

〔注2〕第2欄「特別支援教育領域に関する科目」の必要単位数は、都道府県教員委員会によって異なります。放送大学の放送授業は1科目2単位ですので、必要単位数が1単位もしくは2単位の都道府県では、「知的障害者領域」を希望される方は「知的障害教育総論（'20）」を、「肢体不自由者領域」を希望される方は「肢体不自由児の教育（'20）」を履修してください。必要単位数が3単位の都道府県では「知的障害教育総論（'20）」及び「肢体不自由児の教育（'20）」の両科目を履修する必要があります。なお、両科目の単位を修得すれば、2領域の免許状が取得できます。

〔注3〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

### （例1）小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状をお持ちの方が、放送大学を利用して特別支援学校教諭の二種免許状を取得する場合

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を取得した後、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園又は特別支援学校のいずれかの学校において、最低3年間在職し良好な成績で勤務した旨の証明が必要です。併せて、当該免許状（所用資格免許状）を取得した後、大学において最低6単位修得する必要があります。

### （例2）知的障害者教育領域の定めを受けた特別支援学校教諭二種免許状をお持ちの方が、肢体不自由者教育領域の定めを追加する場合〔注4〕

特別支援学校又は幼・小・中・高等学校の教員として1年以上の実務経験〔注5〕が必要です。併せて、第2欄の肢体不自由者教育領域に該当する科目を1単位以上修得する必要があります。

### （例3）盲学校教諭又は聾学校教諭の二種免許状をお持ちの方が、知的障害者教育領域及び肢体不自由者教育領域の定めを追加する場合〔注6〕

特別支援学校又は幼・小・中・高等学校の教員として1年以上の実務経験〔注5〕が必要です。併せて、第2欄の知的障害者教育領域及び肢体不自由者教育領域に該当する科目を各1単位以上修得する必要があります。

〔注4〕教育領域を追加する場合は、所有する特別支援学校教諭免許状を発行した教育委員会へ申請する必要があります。

〔注5〕特別支援学校教諭二種免許状取得前の実務経験も含むことができます。

〔注6〕放送大学では知的障害者教育領域及び肢体不自由者教育領域の2領域にのみ対応しているため、養護学校教諭の一・二種免許状をお持ちの方は、放送大学では新たな領域の追加はできません。

## 8 特例制度で幼稚園教諭免許状の取得を希望する保育士の方へ

本学における対応状況  
★★★：一種、二種免許状

認定こども園法の改正に伴い、保育士の資格を持ち、所定の在職経験を有する方が、大学で8単位を修得すれば幼稚園教諭免許状を取得することができる特例制度が実施中です。(特例期間：2025年3月まで)

放送大学は、この特例制度で必要となる科目のすべて(5科目、8単位)を次のとおり開設しています。

### (1) 幼稚園教諭免許状取得の特例制度の概要について

保育士の登録をしている方について、保育士等の勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の授与を受けるために修得することが必要な単位数を軽減するという特例です。

改正認定こども園法(平成24年法律第66号)において創設された新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭等」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することを原則としています。

一方で、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、同法施行(2015年4月)から5年間(2020年3月まで)は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができたとされていました。

本特例は、これらの規定の趣旨を踏まえ、同法施行後5年後までに幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進し、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるために設けられた制度です。

なお、2019年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)により、本特例の期日が10年間(2025年3月まで)に延長されました。

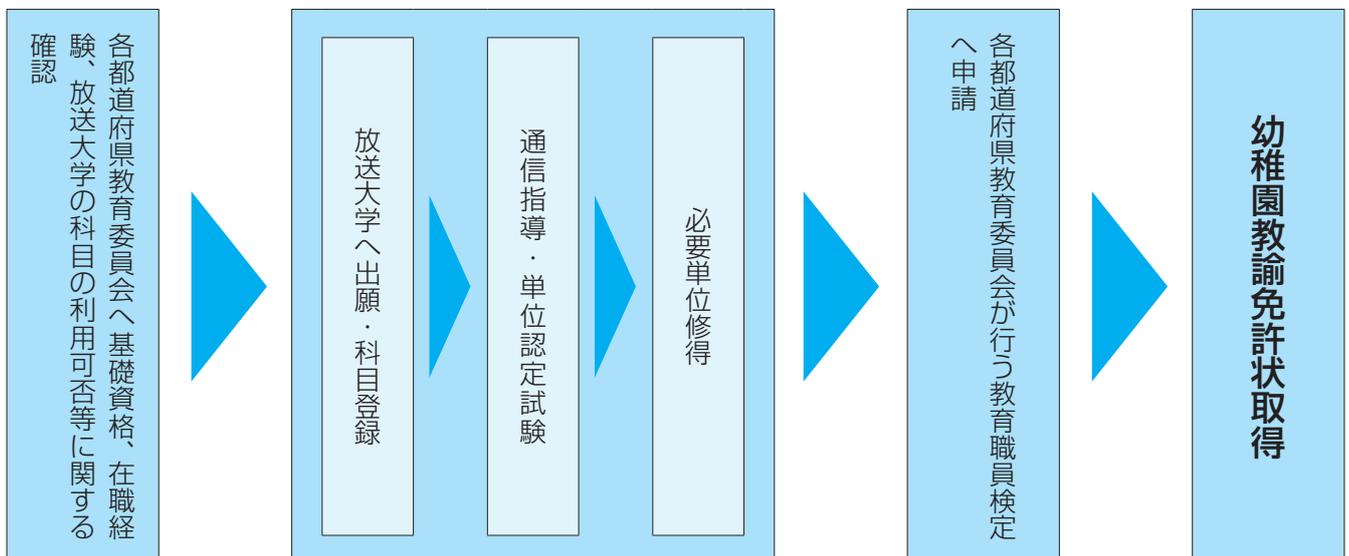
参考法令<教育職員免許法附則第18項>及び<教育職員免許法施行規則附則第7～10項>

| 取得条件 |    |  |
|------|----|--|
| 基礎資格 | 一種 | 学士の学位を有し、かつ保育士資格を有すること   |
|      | 二種 | 保育士資格を有すること<br>(高等学校を卒業していない場合等は、免許状は取得できません)                    |
| 勤務経験 |    | 保育所等の施設での3年以上かつ4,320時間以上の勤務経験を有すること<br>(基礎資格を取得する前の勤務経験は認められません) |
| 必要単位 |    | 大学において、所定の科目を8単位以上修得すること<br>(放送大学で必要な単位をすべて修得することができます)          |

※ご自身が条件を満たしているか不明な場合は、都道府県の教育委員会にお問い合わせください。

※特例期間が終了するまでに、基礎資格、勤務経験、必要単位のすべての要件を満たし、教育委員会に申請する必要があります。

### (2) 幼稚園教諭免許状取得の流れ



### (3) 放送大学の開設科目について

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(令和4年文部科学省令第30号)」が2023年4月1日から施行され、一定の勤務経験により、修得すべき8単位のうち2単位を修得したものとみなされます。詳細は本学ウェブサイトでご確認ください。\*

参考法令<教育職員免許法施行規則附則第10項>

| 免許法令に定める科目                          | 科目の内容   | 単位数 | 放送大学の対応科目                              |
|-------------------------------------|---|-----|--|
| 保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目    | 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)                                     | 2   | 「幼児教育の指導法('22)」〔注1〕<br>ラジオ科目           |
|                                     | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)                                    |     |  |
| 教育の基礎的理解に関する科目                      | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)                            | 2   | 「日本の教職論('22)」〔注2〕〔注3〕<br>テレビ科目         |
|                                     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)<br>※日本国憲法の内容を含む | 2   | 「学校と法('24)」〔注4〕<br>ラジオ科目               |
| 教育課程の意義及び編成の方法に関する科目                | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)                             | 1   | 「教育課程の意義及び編成の方法('15)」〔注5〕<br>オンライン授業科目 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 幼児理解の理論及び方法   | 1   | 「幼児理解の理論及び方法('15)」〔注5〕<br>オンライン授業科目    |
| 合計                                  | —   | 8単位 | 5科目                                    |

〔注1〕閉講した「幼児教育の指導法('15)」も対応科目です。

〔注2〕放送授業ですが、テレビによる放送は行わず、インターネット配信限定で視聴する科目です。そのため、受講には、インターネットなどの受講環境が必要です。受講環境についての詳細は、本学ウェブサイトをご確認ください。

〔注3〕閉講した「現代日本の教師－仕事と役割－('15)」も対応科目です。

〔注4〕閉講した「学校と法('12)」 「学校と法('16)」 「学校と法('20)」も対応科目です。

〔注5〕「教育課程の意義及び編成の方法('15)」及び「幼児理解の理論及び方法('15)」は、オンライン授業科目です。しかし、通常のオンライン授業科目と履修の流れが異なります。詳しくは、8ページをご確認ください。

※①保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。 )及び教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。 )より1単位分、また②幼児理解の理論及び方法より1単位分の合計2単位分を修得したものとみなされますが、本学の対応科目「幼児教育の指導法('22)」が2単位科目のため、①の必要単位数が1単位の場合も2単位分修得する必要があります。

#### 《参考リンク》

- ・文部科学省ウェブサイト「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1339596.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm)
- ・文部科学省ウェブサイト「幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例に関するQ&A」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1339608.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339608.htm)

## Ⅲ 学芸員について

本学における対応状況

- ★：①②大学において、博物館に関する科目の単位を修得する場合  
★★★：③資格認定試験の場合

学芸員は、「博物館法」に定められた、博物館に置かれる専門的職員です。博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的な職務に従事します。

学芸員の資格取得には、主として次のいずれかに該当する必要があります。

参考法令＜博物館法第5条＞

- ① 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- ② 学芸員補の資格を有する者で、3年以上学芸員補の職にあったもの
- ③ 学芸員資格認定（試験認定又は審査認定）に合格すること

上記①②の場合、「博物館に関する科目」の単位を修得する必要があります。放送大学では「博物館に関する科目」のうち一部を履修することができます。③の資格認定（試験認定）の試験科目に相当する科目についても、一部の単位を修得し、試験科目の免除申請を行うことができます。

なお、学芸員補の資格は、次のいずれかに該当することが必要です。

参考法令＜博物館法第6条＞

- A. 短期大学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- B. Aと同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

（注意）2012年4月に改正「博物館法施行規則」が施行され、資格取得に必要な科目・単位数が変更になりました。 ※改正についての詳細は、文化庁のウェブサイト参照又は文化庁にお問い合わせください。

### 博物館法施行規則改正に伴う新旧比較表

博物館に関する科目（大学において履修する科目）

| 2011年度まで   |     | 2012年度より    |     |
|------------|-----|-------------|-----|
| 旧科目        |     | 新科目         |     |
| 生涯学習概論     | 1単位 | 生涯学習概論      | 2単位 |
| 博物館概論      | 2単位 | 博物館概論       | 2単位 |
| 博物館経営論     | 1単位 | 博物館経営論      | 2単位 |
| 博物館資料論     | 2単位 | 博物館資料論      | 2単位 |
|            |     | 博物館資料保存論    | 2単位 |
|            |     | 博物館展示論      | 2単位 |
| 博物館情報論     | 1単位 | 博物館情報・メディア論 | 2単位 |
| 視聴覚教育メディア論 | 1単位 | 博物館教育論      | 2単位 |
| 教育学概論      | 1単位 | 博物館実習       | 3単位 |
| 博物館実習      | 3単位 |             |     |

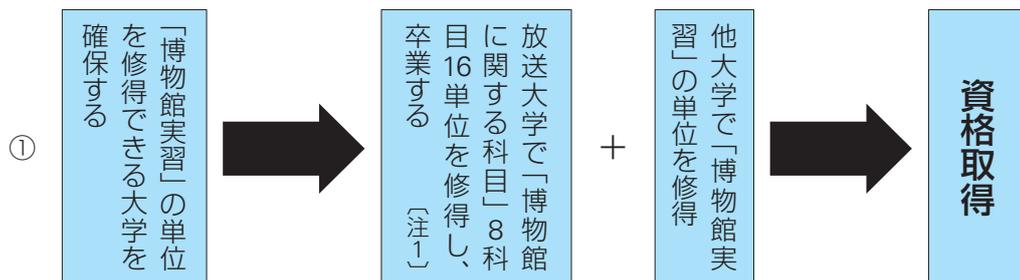
資格認定（試験認定）の試験科目

| 2011年度まで   |  | 2012年度より    |  |
|------------|--|-------------|--|
| 旧試験科目      |  | 新試験科目       |  |
| 生涯学習概論     |  | 生涯学習概論      |  |
|            |  | 博物館概論       |  |
| 博物館学       |  | 博物館経営論      |  |
|            |  | 博物館資料論      |  |
|            |  | 博物館資料保存論    |  |
|            |  | 博物館展示論      |  |
| 視聴覚教育メディア論 |  | 博物館情報・メディア論 |  |
| 教育学概論      |  | 博物館教育論      |  |

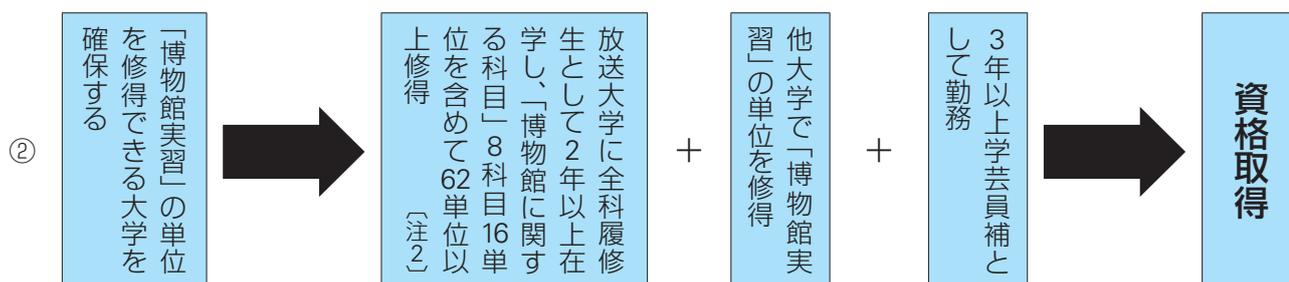
（注意）上記の新旧科目表は「読み替え表」ではありません。放送大学における対応科目の読み替えについては、放送大学ウェブサイトでご確認ください。

## ①②大学において、博物館に関する科目の単位を修得する場合

放送大学を利用して「博物館に関する科目」の単位を修得して資格を取得する場合の流れは、以下の図のとおりです。



〔注1〕既に他の大学を卒業している場合には、「博物館に関する科目」の単位のみ修得すればよい。



〔注2〕短期大学士を有する場合や、既に他の大学で2年以上在学し、62単位以上修得している場合には、「博物館に関する科目」の単位のみ修得すればよい。

放送大学の対応科目は下表のとおりです。学芸員の資格を取得するためには、9科目19単位の修得が必要ですが、放送大学では「博物館実習」を開講していませんので、本学だけで学芸員の資格を取得することはできません。したがって、「博物館実習」については他の大学で履修する必要がありますが、現状として、「博物館実習」のみを履修できる大学は限られています。 → P46のQ16～Q18参照

参考法令<博物館法施行規則第1条>

| 文部科学省令に定める科目及び単位数 |     | 放送大学における対応科目      |   |
|-------------------|-----|-------------------|---|
| 生涯学習概論            | 2単位 | 生涯学習を考える('17)〔注3〕 | ☑ |
| 博物館概論             | 2単位 | 博物館概論('23)        | ☑ |
| 博物館経営論            | 2単位 | 博物館経営論('23)       | ☑ |
| 博物館資料論            | 2単位 | 博物館資料論('18)〔注3〕   | ☑ |
| 博物館資料保存論          | 2単位 | 博物館資料保存論('19)     | ☑ |
| 博物館展示論            | 2単位 | 博物館展示論('16)       | ☑ |
| 博物館教育論            | 2単位 | 博物館教育論('22)       | ☑ |
| 博物館情報・メディア論       | 2単位 | 博物館情報・メディア論('18)  | ☑ |
| 博物館実習             | 3単位 |                   |   |

空欄の箇所は、該当科目がありません。

科目区分の凡例

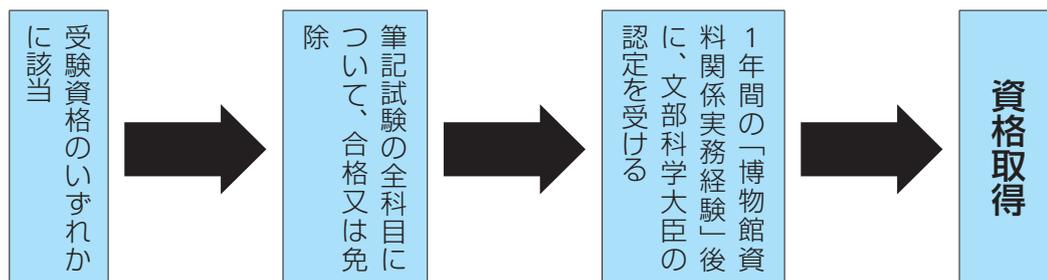
〔大 学〕 ☑ 心理と教育、☑ 人間と文化

〔注3〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

なお、改正前の2011年度までに修得した一部の科目の単位は、新科目の単位へ読み替えができます。読み替えについては、放送大学のウェブサイトをご覧ください。

### ③資格認定（試験認定）の場合〔注〕

資格認定（試験認定）によって資格を取得する場合の流れは、以下の図のとおりです。



主な受験資格は以下のとおりです。

#### 資格認定（試験認定）の受験資格

○博物館法施行規則

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 大学院に入学することができる者
- 二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で、二年以上博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（以下「博物館資料関係実務」）を行つた経験を有するもの
- 三 大学に入学することのできる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの
- 四 教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

〔注〕試験科目の全部について合格点を得た者（試験科目免除者含む）は「筆記試験合格者」と位置付けられ、合格後1年間博物館資料関係実務に従事した後に、文部科学大臣に認定されることにより「試験認定合格者」となります。（博物館法施行規則第12条）

#### 資格認定（試験認定）の試験科目の免除について

試験科目に相当する科目の単位を大学等で修得している場合、出願時に申請を行う事により、当該科目の試験免除措置を受けることが出来ます。放送大学でも、次頁に掲載されている対応科目の単位を修得することにより、資格認定（試験認定）の試験科目の免除申請を行うことができます。

試験免除の認定を受けるには、資格認定の出願期間中に出願書類とともに、免除に必要な証明書を提出する必要があります。

試験科目の免除については文化庁が発行する「学芸員資格認定受験案内」でご確認ください。（6月頃に文化庁のウェブサイトで開催されます。）

※ 2012年3月31日までに、P34の表「資格認定（試験認定）の試験科目」の旧試験科目の欄に掲げる科目の単位を修得している場合、当該科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目の単位を修得したとみなされますので、新科目に相当する試験科目については免除申請が可能です。

| 文部科学省令に定める科目 | 放送大学における対応科目   |
|--------------|--|
| 生涯学習概論       | 生涯学習を考える('17)〔注〕 <input type="checkbox"/>            |
| 博物館概論        | 博物館概論('23) <input checked="" type="checkbox"/>       |
| 博物館経営論       | 博物館経営論('23) <input checked="" type="checkbox"/>      |
| 博物館資料論       | 博物館資料論('18)〔注〕 <input checked="" type="checkbox"/>   |
| 博物館資料保存論     | 博物館資料保存論('19) <input checked="" type="checkbox"/>    |
| 博物館展示論       | 博物館展示論('16) <input checked="" type="checkbox"/>      |
| 博物館教育論       | 博物館教育論('22) <input checked="" type="checkbox"/>      |
| 博物館情報・メディア論  | 博物館情報・メディア論('18) <input checked="" type="checkbox"/> |

科目区分の凡例

〔大 学〕  心理と教育、 人間と文化

〔注〕 オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

**学芸員や学芸員資格認定(試験認定)等の詳細については、文化庁にお問い合わせください。**

## IV 社会福祉主事について

本学における対応状況：★★★

社会福祉主事は、「社会福祉法」に定められた任用資格です。任用資格とは、公務員が特定の業務に任用される時に必要となる資格です。福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。

社会福祉主事の資格の取得方法は次のとおりです。(①～④のいずれか)

- ① 大学、短期大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業したもの
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ④ 上記①～③に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

放送大学では、①の方法に対応した指定科目34科目のうち9科目に対応しています。なお、「3科目以上修めて卒業」する必要があるため、既に大学を卒業された方も、改めて放送大学の全科履修生として入学又は編入学し、指定科目3科目以上にわたって放送大学の対応科目の単位を修得した上で、卒業しなければなりません。指定科目を3科目修得しただけでは資格取得はできませんので、ご注意ください。

全科履修生等で学籍が途中で切れてしまった場合は、再入学から卒業までの間に指定科目3科目以上を修得して卒業する必要があります。再入学前に修得した科目は資格取得には利用できません。

放送大学における対応科目は次のとおりです。

| 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目〔注1〕 | 放送大学における対応科目        |
|---------------------------|---------------------|
| 社会福祉調査論                   | 社会調査の基礎('19) 産      |
| 法学                        | 一般市民のための法学入門('23) 産 |
| 民法                        | 民法('22) 産           |
| 行政法                       | 行政法('22) 産          |
| 心理学                       | 心理学概論('24) 心        |
| 社会学                       | 社会学概論('21) 産        |
| 公衆衛生学                     | 公衆衛生('24) 福         |
| リハビリテーション論                | リハビリテーション('19) 福    |
| 看護学〔注2〕                   | 基礎看護学('24) 福        |
|                           | 看護学概説('22) 福        |

科目区分の凡例  
〔大 学〕 産 生活と福祉  
心 心理と教育  
福 社会と産業

〔注1〕 該当する指定科目は、大学を卒業した年度によって異なります。上表の指定科目は、2000年度以降に卒業した方が該当するものです。2000年度より前に卒業した方が該当する指定科目については、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

〔注2〕 「基礎看護学('24)」と「看護学概説('22)」は、両方とも修得する必要はありません。いずれか1科目を修得すれば、指定科目の「看護学」を修得したものとみなされます。2科目修得しても1科目にしかカウントされません。

## V 社会教育主事について

本学における対応状況：★

社会教育主事は、「社会教育法」に定められた、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員です。社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。

社会教育主事の資格の取得方法は次のとおりです。(①～④のいずれか)

参考法令＜社会教育法第9条の4＞

- ① 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了すること

- イ 社会教育主事補の職にあつた期間  
 ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間  
 ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

- ② 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、社会教育主事の講習を修了すること  
 ③ 大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、前記①のイからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になること  
 ④ 社会教育主事の講習を修了した者(上記①及び②に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前記①から③に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会から認定されること

放送大学では、①、②、④の方法に対応しており、社会教育主事講習を受講しようとする方が、本学における対応科目を履修した場合、講習実施機関の判断により、既修得単位として認定を受けることができます。放送大学の対応科目を利用する場合は、あらかじめ講習実施機関に認定の詳細をお問い合わせください。

社会教育主事講習実施機関につきましては、文部科学省のウェブサイト又は官報告示をご覧ください。

なお、社会教育主事講習等規程の改正により、2020年4月から講習科目が変更になりました。本改正に基づいた社会教育主事講習修了者又は社会教育主事養成課程修了者は「社会教育士」と称することができます。詳しくは文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

放送大学における対応科目は次のとおりです。

参考法令＜社会教育主事講習等規程第3条＞

| 文部科学省令に定める科目及び単位数 |     | 放送大学における対応科目  |
|-------------------|-----|---|
| 生涯学習概論〔注1〕        | 2単位 | 生涯学習を考える('17)〔注2〕  |

科目区分の凡例

〔大 学〕  心理と教育

〔注1〕2020年3月までに修得した講習科目の単位のうち、「生涯学習概論」に係る単位については、改正後の同名の講習科目の単位とみなされます。

〔注2〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

※本学では、2022年度から社会教育主事講習(一部科目指定講習)を実施しています。主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している方を対象としており、講習を修了し、所定の単位を修得した方は「社会教育士」と称することができます。詳細は本学ウェブサイトをご確認ください。なお、「生涯学習支援の理論と実践('22)」及び「社会教育経営実践論('22)」は、社会教育主事講習(一部科目指定講習)の対応科目ではありませんのでご注意ください。

### ＜参考リンク＞

- ・文部科学省ウェブサイト「社会教育主事・社会教育主事補について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/syuj/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/syuj/index.htm)
- ・放送大学ウェブサイト「その他の資格(社会教育主事)」  
<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/qualification/others2/>
- ・放送大学ウェブサイト「社会教育主事講習(一部科目指定講習)」  
<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/qualification/others2/01/>

# VI 司書教諭について

本学における対応状況：★★★

司書教諭は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に置かれる学校図書館の運営において、中心的役割を担う読書教育の専門家です。学校図書館司書教諭講習を受講し、所定の単位を修得し教員免許状と併せ持つことにより司書教諭になる資格を取得できます。(実際に司書教諭としての職務に就くためには、教諭であることが必要です。)

放送大学では、文部科学大臣からの委嘱を受けて、「学校図書館司書教諭講習」を実施しています。授業は夏期学習期間に実施されます。講習修了には、下記の5科目を履修し、単位を修得する必要があります。

「学校図書館司書教諭講習」の受講資格は次のとおりです。(①、②のいずれか)

- ① 教育職員免許法に定める小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校教諭の免許状を有する者
- ② 大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者

放送大学における対応科目は次のとおりです。

参考法令<学校図書館司書教諭講習規則第3条>

| 文部科学省令に定める科目 | 放送大学における対応科目         |
|--------------|----------------------|
| 学校経営と学校図書館   | 学校経営と学校図書館('23)〔注〕   |
| 学校図書館メディアの構成 | 学校図書館メディアの構成('22)〔注〕 |
| 学習指導と学校図書館   | 学習指導と学校図書館('22)      |
| 読書と豊かな人間性    | 読書と豊かな人間性('20)       |
| 情報メディアの活用    | 情報メディアの活用('22)       |

〔注〕放送授業ですが、テレビによる放送は行わず、インターネット配信限定で視聴する科目です。そのため、受講には、インターネットなどの受講環境が必要です。受講環境についての詳細は、本学ウェブサイトをご確認ください。

「学校図書館司書教諭講習」の出願・科目登録期間等は通常の科目と異なります。例年4月に学習センター等で配布する「学校図書館司書教諭講習実施要項」を入手の上、ご確認ください。

※学校図書館司書教諭講習の実施については、毎年度文部科学省に申請することになっており、放送大学では毎年申請予定です。

## 学校図書館司書教諭講習の おおまかなスケジュール(2024年度の例)

|       |           |                        |
|-------|-----------|------------------------|
| 2024年 | 4月        | 実施要項配布開始               |
|       | 5月初旬～5月末  | 出願・科目登録期間              |
|       | 6月中旬      | 合格通知・科目登録決定通知・払込取扱票の送付 |
|       | 6月中旬～下旬   | 学費の納入                  |
|       | 7月下旬～8月上旬 | 放送授業                   |
|       | 8月中旬      | 通信指導答案提出期限             |
|       | 9月下旬      | 通信指導添削結果の送付            |
|       | 10月上旬     | 単位認定試験課題提出期限           |
|       | 12月上旬     | 成績通知の送付〔注〕             |
| 2025年 | 3月下旬      | 修了証書の送付                |

〔注〕

学校図書館司書教諭講習規程上の全ての科目の単位を修得し、司書教諭講習を修了された方については、放送大学から文部科学省に修了証書交付の手続きを行います。修了された方は、成績通知を受領したあと、特に必要な手続きはありません。

なお、他大学等で修得した科目がある方は、出願時に出願票に修得した科目等を記載し、既修得単位の単位修得証明書を提出された場合に限り、修了証書交付の手続きをいたします。

※上記の日程は予定であり、変更が生じることがあります。

詳細は、「2024年度 学校図書館司書教諭講習実施要項」(2024年4月に配布開始)でご確認ください。

※「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較については、文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

なお、「司書」「学校司書」における放送大学の対応については、P.47のQ 21～Q 22をご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm)

## VII 認定心理士について

本学における対応状況：★★★

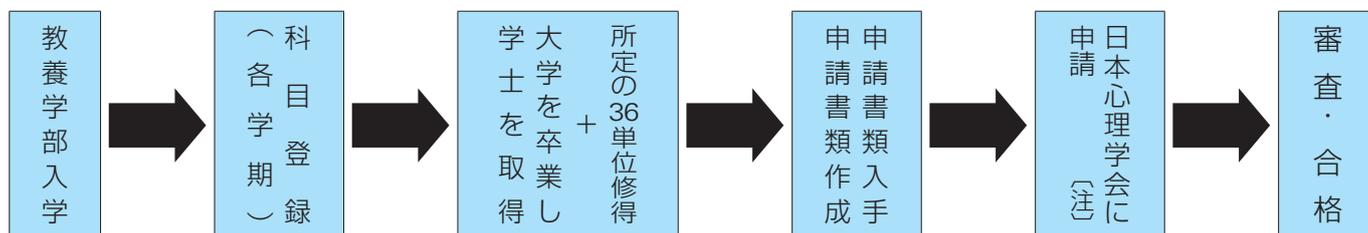
認定心理士は、心理学に関する標準的基礎知識と基礎技術を修得していることを公益社団法人日本心理学会が認定する資格です。

認定心理士の資格を取得するためには、次の2つの条件を満たすことが必要です。

- ① 大学(大学院)を卒業(修了)し、学士(修士)の学位を取得していること
- ② 大学(大学院)で所定の36単位を修得していること

放送大学では、①、②いずれの条件も満たすことができます。また、学士(修士)を既にお持ちの方は、②の条件を満たせば申請できます。

### 放送大学入学から認定心理士申請までの流れ



〔注〕資格申請は、電子申請か郵送での申請の2通りあります。

1. 電子申請

日本心理学会のウェブサイトから直接申請してください。

2. 郵送での申請

様式3「心理学関係科目修得単位表」に必要な担当教員の署名・捺印が不要になりました。郵送で申請する場合も、日本心理学会へ直接申請してください。

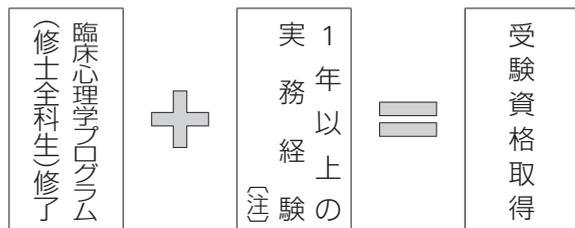
放送大学を利用した資格取得の詳細については、「認定心理士資格取得の手引き」をご参照ください。

「認定心理士資格取得の手引き」は放送大学のウェブサイトでご覧いただけますが、各学習センターでも配布しております。

また、資格取得にあたり、必ず日本心理学会のウェブサイト及び日本心理学会が発行する「認定心理士資格申請の手引き」をご確認ください。

### ～参考～ 臨床心理士について

臨床心理士は、臨床心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を扱う専門家であり、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が資格認定しています。放送大学大学院は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第2種指定大学院となっており、**修士全科生(臨床心理学プログラム)を修了した上で、1年以上の心理臨床実務経験を経ると、臨床心理士資格審査の受験資格が得られます。**



〔注〕修了後1年以上の心理臨床実務経験とは、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認めるものです。

臨床心理士の資格の詳細については、本学のウェブサイト及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会のウェブサイト等でご確認ください。

(放送大学の臨床心理士担当係：教務課大学院研究指導係)

## VIII 国家試験の受験資格

本学における対応

- (1) 公認心理師：各ルートによって異なります  
(2) その他の国家資格：★★★

### (1) 公認心理師について

公認心理師は2015年に成立した「公認心理師法」に基づく、心理職の国家資格です。放送大学では、2019年度第1学期から公認心理師対応カリキュラムを学部段階で開設しています。法施行日(2017年9月15日)以降(放送大学の場合2017年度第2学期以降)に全科履修生として入学した方と、法施行日前日まで(放送大学の場合2017年度第1学期まで)に全科履修生として入学されている方では受験資格を得る方法が異なります。

なお、公認心理師の受験資格は本学学部の公認心理師対応カリキュラムの学修のみでは満たすことができません。公認心理師の受験資格を満たすためには、本学学部の公認心理師対応カリキュラム修了後、公認心理師対応カリキュラムを有する大学院での学修等が必要です。詳しくは、本学公認心理師ウェブサイトを参照してください。

〔注〕 放送大学では大学院段階カリキュラムには対応しておりません。

放送大学公認心理師ウェブサイト

<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/qualification/psychologist3/>



### (2) その他の国家試験の受験資格について

他の大学と同様に、放送大学で所定の単位を修得することにより、国家試験等の受験資格を取得できるものとして、次の資格があります。なお、各試験の詳細につきましては、それぞれの実施主体までお問い合わせください。

| 受験資格を取得できる国家試験 | 放送大学を利用した主な受験資格  |
|----------------|--|
| 税理士試験〔注1〕〔注2〕  | ① 大学、短大又は高等専門学校を卒業した者で、社会科学に属する科目を1科目以上履修した者<br>② 大学3年次以上で、社会科学に属する科目を1科目以上含む62単位以上を取得した者<br>※放送大学での旧カリキュラム(2008年度まで)においては、別の要件が該当する場合がありますので、国税庁までお問い合わせください。 |
| 社会保険労務士試験〔注3〕  | ① 学校教育法による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者<br>② 上記の大学(短期大学を除く)において62単位以上の卒業要件単位を修得した者  |
| 保育士試験〔注3〕      | 学校教育法による大学を卒業又は2年以上在学して62単位以上修得した者   |
| 甲種危険物取扱者試験〔注4〕 | ① 大学等において化学に関する学科等を修めて卒業した者<br>② 大学等において「化学に関する授業科目」を15単位以上修得した者<br>③ 乙種危険物取扱者免状を有する者  |

※その他の受験資格については、試験実施団体へお問い合わせください。

〔注1〕「社会科学に属する科目を1科目以上」の具体的な科目については、国税庁が申請者一人一人に対し個別審査を行っており、大学ごとに科目の一括審査を行っていないため、放送大学では具体的な科目名を提示できません。放送大学で履修予定の科目の講義内容(シラバス)をご用意いただき、あらかじめ各国税局担当課へご照会の上、出願・科目登録していただけますようお願いいたします。(シラバスの入手方法については、P5を参照)

〔注2〕 放送大学では、全科履修生として単位を修得する必要があります。ただし、「卒業要件に含まれない科目」は卒業単位として含めることができません。(本学では、学校図書館司書教諭講習科目が該当。)なお、既に他の大学を卒業、又は3年次以上に在学し62単位以上を修得している場合には、放送大学に選科履修生・科目履修生として入学しても構いません。

〔注3〕 放送大学では、全科履修生として単位を修得する必要があります。ただし、「卒業要件に含まれない科目」は卒業単位として含めることができません。(本学では、学校図書館司書教諭講習科目が該当。)

〔注4〕 科目名の一部に「化学」の字句が含まれる授業科目は「化学に関する授業科目」と判断されます。その他、詳細は一般財団法人 消防試験研究センターウェブサイトをご覧ください。

## IX FAQ (よくあるご質問)

### (1) 放送大学の学習システムについて 詳細は大学案内・募集要項をご覧ください。

Q1 全科履修生、選科履修生、科目履修生の、どの学生種で入学すればよいですか。

A1 目指す資格により異なります。大学卒業が必要な場合には、全科履修生として入学する必要があります。ただし、既に他の大学を卒業している場合には、選科履修生や科目履修生として入学し、必要な科目のみを履修しても構わない資格もあります。資格により異なりますので、各資格の取得のための要件をよくご確認ください。

Q2 通信指導や単位認定試験に合格できなかった場合、再試験は受けられますか。

A2 新規に科目登録した放送授業は、登録した学期に単位修得できなかった場合、次の学期に学籍がある場合に限り(休学中の場合を除く)、科目登録を行わなくても再試験が受験できます。(再試験に係る授業料等はかかりません。)

科目履修生は1学期間だけで学籍がなくなりますので、再試験の受験を希望する場合は再入学する必要があります。選科履修生は1学期目に登録した科目は2学期目に再試験が受験できますので、科目履修生、選科履修生のどちらの学生種で入学するか迷われる場合は、選科履修生としてご入学されることをお勧めしています。オンライン授業については、8ページをご確認ください。

Q3 入学料の割引制度はありますか。

A3 学校・企業等から20名以上の集団入学をされた場合、又は公立学校共済・私学共済・国家公務員共済を通じて出願された場合は、入学料が半額になります。(公立学校・私学・国家公務員共済組合員の方は、専用の募集要項がありますので、加入している共済組合にお問い合わせください。)

### (2) 各種証明書の発行について

Q4 証明書の請求方法を教えてください。

A4 学習センターで証明書を発行します(大学本部では発行しません)。下記のとおりご請求ください。なお、詳細は「学生生活の葉」又は放送大学ウェブサイトを参照してください。

○ 「成績・単位修得証明書」、「卒業証明書」等

学習センターで発行します(所属の学習センター以外でも可)。下記の3点を同封のうえ、学習センターに郵送してください。また、学習センターの窓口で直接請求することもできます(即時発行可)。

○ 教員免許状申請用の「学力に関する証明書」、各種資格に関する証明書等

所属の学習センターで発行します。下記の3点を同封のうえ、学習センターに郵送してください。また、所属の学習センターの窓口で直接請求することもできます。なお、「学力に関する証明書」等は、発行まで2週間程度かかります。

#### 【申請に必要なもの】

① 諸証明書交付願(Q5参照)

② 手数料(1通につき200円、郵便定額小為替又は現金書留)

③ 返信用封筒(返信用封筒の種類や貼付する切手料金などの発行についてのご相談等は、発行を希望する学習センターまでお問い合わせください。)

Q5 証明書の交付願はどこで入手できますか。

A5 「諸証明書交付願」の様式は、「学生生活の葉」の巻末に掲載されていますので、大学の単位の証明には教養学部、大学院の単位の証明には大学院のものをご用意ください。証明書の種類に対応する様式をお使いください。また、放送大学ウェブサイトにも「諸証明書交付願」のPDF版を掲載しています。(放送大学ウェブサイト→「卒業生」→「証明書発行」)

### (3) 教員免許状について

**Q 6 教員免許状を取得する方法について、「免許法第5条」申請と「免許法第6条」申請の違いはなんですか。**

A 6 「免許法第5条」申請は教育職員免許法別表第1及び第2、第2の2により免許状を取得する方法で、教職課程を有する大学等で取得した基礎資格(学位等)及び修得した単位により免許状を取得します。一方、「免許法第6条」申請は教育職員免許法別表第3から第8及びその他附則等により、各都道府県が実施する教育職員検定に合格して免許状を取得する方法です。教育職員検定は、申請先の都道府県教育委員会によって単位の認定について判断が異なります。また、別表第4による免許状取得の場合を除き、修得単位及び在職年数は基礎資格取得後のもののみが有効となります。教員免許状を取得しようとする際は、どちらの方法で取得を目指すかまずはお調べください。  
なお、放送大学は、教職課程の認定を受けておりません。

**Q 7 放送大学で教員免許状を取得することはできますか。**

A 7 [放送大学には教職課程がないため、新たに教員免許状を取得することはできません。](#)ただし、現職教員の方などが、上位、他教科、隣接校種又は特別支援学校等の教員免許状を取得するため、都道府県教育委員会が実施する「教育職員検定」に申請する際に、必要となる単位の一部を修得することができます。一種、二種免許状については大学の単位を、専修免許状については大学院の単位を修得することが必要です。

**Q 8 本冊子に記載されている科目は、いずれも教育職員検定において利用できるものですか。**

A 8 本冊子記載の科目は、2012年度より、免許法認定通信教育として、文部科学省の認定を受けております。教育職員検定の申請に利用することが可能ですが、授与権者である都道府県教育委員会によっては利用の可否についての判断が異なる場合があります。必ず事前に申請先の都道府県教育委員会へ確認してください。なお、2011年度以前に修得した単位につきましては、免許法認定通信教育の認定を受けていませんが、都道府県教育委員会の判断により利用することができます。(P6参照)

**Q 9 放送大学の教員免許状に関する科目は「一般的包括的な内容」を含んでいますか？**

A 9 「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであること、とされています。教職課程のある大学では、「一般的包括的な内容」を含む科目であるかどうか、文部科学省が認定していますが、「教育職員検定」による方法で教員免許状を取得する場合は、都道府県教育委員会で判断されることとなっています。(本学で発行する「学力に関する証明書」には、「一般的包括的な内容を含む」とは記載されておりません。) [放送大学で履修予定の科目が「一般的包括的な内容」を含む科目であるかどうかの判断が必要な場合は、申請先の都道府県教育委員会に講義内容\(シラバス\)を提示して、判断を仰いでください。](#)(シラバスの入手方法については、P5参照)

**Q 10 「最低在職年数」に非常勤講師の経験年数を含めることはできますか？**

A 10 最低在職年数等、「教育職員検定」の詳細については放送大学で判断することはできませんので、各都道府県教育委員会までご確認くださいませよう願いたします。なお、基礎となる資格を得た後であれば、最低在職年数の条件を満たす前に放送大学で必要単位を修得しておくことは可能です。

**Q 11 「教科及び教職に関する科目」等について、修得単位の内訳は決まっていますか。(各科目区分から何単位ずつ修得しなければなりませんか。)**

A 11 修得単位の内訳(例:中学校国語の「教科に関する専門的事項に関する科目」の場合、「国語学」、「国文学」、「漢文学」及び「書道」から何単位ずつ修得しなければならないか)については、申請先の都道府県教育委員会でご確認ください。放送大学で対応していない科目については、他大学等で履修する必要があります。

**Q 12 保健師の免許を持っていますが、養護教諭の免許状は取得できるのでしょうか？**

A 12 教育職員免許法別表第2の規定により、保健師免許を基礎資格として養護教諭二種免許状を取得することができますが、この規定を適用する場合、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」)について、各科目2単位以上修得していることを各都道府県教育委員会において確認することになっています。法令等について、詳細は、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。(P15、46参照)

**Q 13** 以前放送大学で養護学校教諭に関する科目を一部修得しましたが、特別支援学校教諭免許状の取得に利用できますか。

A 13 利用できます。なお、閉講科目のうち、「特別支援教育に関する科目」に対応する科目は、以下の表のとおりです。

| 免許法令に定める科目 |                                   | 放送大学における<br>対 応 科 目   | 中心となる領域                            | 含む領域                                     |                          |
|------------|-----------------------------------|---|------------------------------------|--|--------------------------|
| 第1欄        | 特別支援教育の基礎理論に関する科目                 | 障害児教育論('02)<br>発達障害教育論('06)〔注3〕<br>特別支援教育基礎論('07)<br>特別支援教育基礎論('11)<br>特別支援教育基礎論('15)<br>特別支援教育基礎論('20) |                                    |  |                          |
| 第2欄        | 特別支援教育領域に関する科目                    | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目〔注1〕   | 発達障害児の心と行動('02)<br>発達障害児の心と行動('06) | 知的障害者                                    | 肢体不自由者                   |
|            |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目〔注1〕   | 障害児教育指導法('02)<br>発達障害の教育支援法('06)   | 知的障害者                                    | 視覚障害者<br>聴覚障害者<br>肢体不自由者 |
|            |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目   | 知的障害教育総論('10)<br>知的障害教育総論('15)     | 知的障害者                                    |                          |
|            |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目   | 肢体不自由児の教育('10)                     | 肢体不自由者                                   | 知的障害者<br>病弱者             |
|            |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目   | 肢体不自由児の教育('14)                     | 肢体不自由者                                   |                          |
|            |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目   |                                    |  |                          |
|            |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目   |                                    |  |                          |
| 第3欄〔注2〕    | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 特別支援教育総論('07)<br>特別支援教育総論('11)<br>特別支援教育総論('15)   | 重複・発達領域                            | 視覚障害者<br>聴覚障害者<br>知的障害者<br>肢体不自由者<br>病弱者 |                          |

〔注〕学校教育法の改正に伴い、2007年4月に盲学校、聾学校、養護学校を1本化した特別支援学校が創設されました。

〔注1〕第2欄「特別支援教育領域に関する科目」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」から1科目、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」から1科目の計2科目修得することにより、「知的障害者領域」の免許状が取得できます。

〔注2〕2006年度以前は第3欄は存在していなかったため、「特別支援教育総論('07)」より古い科目はありません。

〔注3〕「発達障害教育論('06)」は2006年度に閉講しました。2007年度第1学期に再試験によりこの科目の単位を修得した方は、第1欄の単位として利用することはできず、第2欄の単位として認定されますのでご注意ください。

**Q 14** 現在、教職課程の認定を受けた他の大学で教員免許状の取得を目指して学習しています。

その大学で一部履修出来なかった科目があるのですが、放送大学で履修することはできますか。

履修したい科目は、①「教科及び教職に関する科目」、②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目です。

A 14 新たに免許状を取得する場合には、教職課程の認定を受けた大学で単位を修得しなくてはなりません。放送大学は教職課程の認定を受けていないため、原則的には利用ができません。

①放送大学で開講している「教科及び教職に関する科目」のうち、「教科に関する専門的事項に関する科目」については、在学中の大学が適当であると認めた場合に限り、利用することができます。在学中の大学にシラバスを提示して確認してください。なお、「教科に関する専門的事項に関する科目」以外の「教科及び教職に関する科目」を放送大学で履修することはできません。教職課程のある大学で履修してください。

②放送大学をご利用いただけます。なお、他の大学に在学中の場合は、念のため在学する大学に放送大学の利用について事前にご相談ください。

## (参考)「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の対応科目

| 文部科学省令に定める科目                    | 放送大学における対応科目(一種・二種・専修免許状取得に利用できる科目) |   |                |
|---------------------------------|-------------------------------------|---|----------------|
| 日本国憲法                           | グローバル化時代の日本国憲法('19)                 | ㊦ |                |
| 体育                              | 運動と健康('22)                          | ㊦ | 体育実技〔注1〕〔注2〕 ㊦ |
| 外国語コミュニケーション                    | 英語で読む大統領演説('20)                     | ㊦ | フランス語Ⅰ('24) ㊦  |
|                                 | 英語で「道」を語る('21)                      | ㊦ | フランス語Ⅱ('24) ㊦  |
|                                 | ビートルズ de 英文法('21)                   | ㊦ | 中国語Ⅰ('23) ㊦    |
|                                 | ドイツ語Ⅰ('23)                          | ㊦ | 中国語Ⅱ(23) ㊦     |
|                                 | ドイツ語Ⅱ('23)                          | ㊦ | 初歩のロシア語('22) ㊦ |
|                                 | 韓国語Ⅰ('20)                           | ㊦ |                |
| 韓国語Ⅱ('20)                       | ㊦                                   |   |                |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作 | 遠隔学習のためのパソコン活用('21)                 | ㊦ |                |

科目区分の凡例

〔大 学〕 ㊦ 基礎科目、㊦ 外国語科目、㊦ 保健体育科目、㊦ 社会と産業

教員免許状の取得には、「1区分1科目2単位」合計8単位の修得が必要です。

詳細は、都道府県教育委員会でご確認ください。

(参考)教育職員免許法施行規則第66条の6

免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする。

〔注1〕放送大学では、「体育実技」は全科履修生の選択科目となっております。各地で社会体育事業等として行われている各種の体育・スポーツ教室などに参加することにより、単位を認定します。選科履修生及び科目履修生が履修できませんのでご注意ください。なお、放送大学の「体育実技」は1単位です。(その他の放送授業は、1科目2単位です。)

〔注2〕「体育実技」は認定通信教育の認定科目ではありませんので、ご注意ください。

## (4) 学芸員の資格について

**Q 15 学芸員資格について、P35の①②「大学において、博物館に関する科目の単位を修得する場合」の方法で、2011年度以前の旧科目の単位を修得していますが、新科目を改めて履修する必要がありますか。**

A 15 一部の旧科目の単位を修得している場合、新科目の単位を修得しているとみなされ、読み替えられる場合があります。読み替えの詳細については、放送大学ウェブサイトをご確認ください。

なお、規則改正以前に、既に資格取得要件を満たしている場合は、2012年度以降も継続して資格が有効とみなされますので、改めて修得が必要な単位はありません。

**Q 16 博物館で、大学の依頼があれば「博物館実習」を受け入れてくれるそうですが、依頼状を発行してもらえますか。**

A 16 放送大学では「博物館実習」を開講していないため、依頼状を発行することができません。

「博物館実習」は大学の授業として実施され、単位が認定される必要があるため、「博物館実習」の授業を開講している大学をご自身で探し受講する必要があります。

**Q 17 博物館実習をしている大学の探し方を教えて欲しい。**

A 17 文化庁のウェブサイトに学芸員養成課程を設置している大学の一覧が掲載されていますので、その中からお住まいに近い大学などを探していただき、「博物館実習」を科目等履修生で受講可能かを個別に問い合わせてください。また、自大学の卒業生に限り受け入れている大学もあります。

**Q 18 放送大学で、博物館実習を受講できる大学を紹介して欲しい。**

A 18 放送大学では、「博物館実習」を科目等履修生などで受講ができる大学のうち、本学学生に案内してもよいとの確認が取れた大学をウェブサイトで紹介しています。(TOP > 選ばれる理由 > 資格取得とキャリアアップ > 放送大学で目指せる学位や資格 > 学芸員 > 博物館実習について > 『よくあるご質問 Q 3』)

**Q 19 学芸員資格について、P36の③「資格認定(試験認定)の場合」の方法で、2011年度以前の試験で一部科目に合格(免除)済ですが、2012年度以降の試験で改めて新科目を受験する必要がありますか。**

A 19 2011年度以前の資格認定(試験認定)において、一部の科目に合格(免除)済である場合には、新科目に合格(免除)済であるとみなされる場合があります。詳細については、放送大学ウェブサイト又は文化庁のウェブサイトをご覧ください。

**Q 20 短期大学士を取得済みです。学芸員補の資格はどのようにすれば取得できますか。**

A 20 放送大学において、文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し、他大学で博物館実習の単位を修得してください。放送大学で博物館に関する科目を修得する場合、学生種を問いません。詳細は文化庁にお問い合わせください。

## (5) その他の資格について

### Q 21 放送大学で司書の資格は取得できますか。

A 21 放送大学だけでは司書の資格を取得することはできません。対応する科目は下記の1科目です。不足単位は他大学で修得する必要があります。また、他大学で司書講習を受講する場合には、当該大学が認めれば、講習科目の一部が免除されます。

- ※ 1 放送大学では司書講習を開講しておりません。
- ※ 2 2012年4月より改正「図書館法施行規則」が施行され、資格取得に必要な科目・単位数が変更になっていますので、ご注意ください。
- ※ 3 「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較については、文部科学省ウェブサイトをご参照ください。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm)

| 文部科学省令に定める科目及び単位数 |     | 放送大学における対応科目     |
|-------------------|-----|------------------|
| 甲群) 生涯学習概論        | 2単位 | 生涯学習を考える('17)〔注〕 |

〔注〕オンライン授業です。オンライン授業について、詳しくは、8ページをご確認ください。

### Q 22 放送大学で学校司書の資格は取得できますか。(放送大学で「学校司書のモデルカリキュラム」に定める科目の単位を修得できますか。)

A 22 放送大学では、文部科学省の「学校司書のモデルカリキュラム」(以下、これを「モデルカリキュラム」といいます。)に定める10科目のうち4科目の単位を修得することができます。放送大学で対応していない6科目の単位は他大学で修得する必要があります。

| 文部科学省「学校司書のモデルカリキュラム」に定める科目及び単位数 |              | 放送大学における対応科目 |                         |
|----------------------------------|--------------|--------------|-------------------------|
| 学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目           | 学校図書館概論      | 2単位          | 学校経営と学校図書館('23)〔注1〕〔注2〕 |
|                                  | 図書館情報技術論     | 2単位          |                         |
|                                  | 図書館情報資源概論    | 2単位          |                         |
|                                  | 情報資源組織論      | 2単位          |                         |
|                                  | 情報資源組織演習     | 2単位          |                         |
|                                  | 学校図書館サービス論   | 2単位          | 学校図書館サービス論('21)〔注2〕     |
| 児童生徒に対する教育支援に関する科目               | 学校図書館情報サービス論 | 2単位          |                         |
|                                  | 学校教育概論〔注3〕   | 2単位          |                         |
|                                  | 学習指導と学校図書館   | 2単位          | 学習指導と学校図書館('22)〔注1〕     |
|                                  | 読書と豊かな人間性    | 2単位          | 読書と豊かな人間性('20)〔注1〕      |

〔注1〕司書教諭の対応科目ですが、モデルカリキュラムに利用できます。授業は夏季学習期間に実施されるため、出願・科目登録期間等が通常の科目と異なります。詳しくはP.40をご参照ください。なお、既に閉講した下記科目の単位もモデルカリキュラムに利用できます。

- ①学校図書館概論……「学校経営と学校図書館」('17)、('13)、('09)、('04)、('00)」
- ②学習指導と学校図書館…「学習指導と学校図書館」('16)、('10)、('05)、('00)」
- ③読書と豊かな人間性……「読書と豊かな人間性」('15)、('09)、('04)、('00)」

〔注2〕放送授業ですが、テレビによる放送は行わず、インターネット配信限定で視聴する科目です。そのため、受講には、インターネットなどの受講環境が必要です。受講環境についての詳細は、本学ウェブサイトをご確認ください。

〔注3〕「学校教育概論」については、教職課程の一部科目の単位をこれに読み替えることができます。しかし、放送大学に教職課程はありませんので、教職課程の認定を受けた他大学で単位を修得する必要があります。なお、教員免許状のうち普通免許状を有する者は、学校教育概論を既に履修したものとみなされます。

#### 文部科学省「学校司書のモデルカリキュラム」について

2014年の学校図書館法一部改正(2015年施行)により、学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員である「学校司書」を置くよう努めるものとされました。その後、文部科学省において学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討した結果、学校司書の資格化は困難とする一方、学校司書の養成の在り方については、現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学等において担うことが適切であると、学校司書の養成に関して、大学等のモデルカリキュラムとして望ましい科目や単位数等を示すこととしました。そして、2016年に学校司書の職務から求められる専門的な知識・技能を習得できる科目から構成される「学校司書のモデルカリキュラム」が定められました。モデルカリキュラムは、学校司書の採用に際し、学校側で活用することが想定されています。

- ※ モデルカリキュラムについて、詳しくは文部科学省ウェブサイトをご参照ください。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380587.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380587.htm)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm)
- ※ 「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較については、文部科学省ウェブサイトをご参照ください。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm)

**Q 23 放送大学で介護教員講習会に対応する科目の履修はできますか。**

A 23 放送大学では介護教員講習会の「基礎分野」「専門基礎分野」の一部内容に対応する科目を履修することができます。放送大学で対応科目の単位を修得した場合、介護教員講習会の実施主体(専門学校等)の判断により、講習会の一部の内容について履修認定を受けることができます。ただし介護教員講習会については、平成21(2009)年度に制度改正され、講習会の実施主体が全ての内容を一貫して開設するのが原則とされており、大学等で修得した科目の履修認定の制度はありますが、放送大学やその他の大学で修得した科目について必ず履修認定が受けられるとは限りません。対応科目の履修に当たっては、講習会の実施主体に履修認定が可能かどうかを確認の上で、履修登録をしてください。介護教員講習会の教育内容に相当する放送大学授業科目は、本学ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/qualification/others3/>



# X 都道府県教育委員会一覧

| 機 関 名     | 郵便番号      | 住 所                   | 電話番号         |
|-----------|-----------|-----------------------|--------------|
| 北海道教育委員会  | 〒060-8544 | 北海道札幌市中央区北3条西7丁目      | 011-231-4111 |
| 青森県教育委員会  | 〒030-8540 | 青森県青森市長島1-1-1         | 017-722-1111 |
| 岩手県教育委員会  | 〒020-8570 | 岩手県盛岡市内丸10-1          | 019-651-3111 |
| 宮城県教育委員会  | 〒980-8423 | 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1      | 022-211-3611 |
| 秋田県教育委員会  | 〒010-8580 | 秋田県秋田市山王3-1-1         | 018-860-5111 |
| 山形県教育委員会  | 〒990-8570 | 山形県山形市松波2-8-1         | 023-630-2906 |
| 福島県教育委員会  | 〒960-8688 | 福島県福島市杉妻町2-16         | 024-521-1111 |
| 茨城県教育委員会  | 〒310-8588 | 茨城県水戸市笠原町978-6        | 029-301-1111 |
| 栃木県教育委員会  | 〒320-8501 | 栃木県宇都宮市埴田1-1-20       | 028-623-3398 |
| 群馬県教育委員会  | 〒371-8570 | 群馬県前橋市大手町1-1-1        | 027-223-1111 |
| 埼玉県教育委員会  | 〒330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1   | 048-824-2111 |
| 千葉県教育委員会  | 〒260-8662 | 千葉県千葉市中央区市場町1-1       | 043-223-4046 |
| 東京都教育委員会  | 〒163-8001 | 東京都新宿区西新宿2-8-1        | 03-5321-1111 |
| 神奈川県教育委員会 | 〒231-8588 | 神奈川県横浜市中区日本大通1        | 045-210-1111 |
| 新潟県教育委員会  | 〒950-8570 | 新潟県新潟市中央区新光町4-1       | 025-285-5511 |
| 富山県教育委員会  | 〒930-8501 | 富山県富山市新総曲輪1-7         | 076-431-4111 |
| 石川県教育委員会  | 〒920-8575 | 石川県金沢市鞍月1-1           | 076-225-1111 |
| 福井県教育委員会  | 〒910-8580 | 福井県福井市大手3-17-1        | 0776-21-1111 |
| 山梨県教育委員会  | 〒400-8504 | 山梨県甲府市丸の内1-6-1        | 055-237-1111 |
| 長野県教育委員会  | 〒380-8570 | 長野県長野市大字南長野字幅下692-2   | 026-232-0111 |
| 岐阜県教育委員会  | 〒500-8570 | 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1        | 058-272-1111 |
| 静岡県教育委員会  | 〒420-8601 | 静岡県静岡市葵区追手町9-6        | 054-221-2758 |
| 愛知県教育委員会  | 〒460-8534 | 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2     | 052-961-2111 |
| 三重県教育委員会  | 〒514-8570 | 三重県津市広明町13            | 059-224-3173 |
| 滋賀県教育委員会  | 〒520-8577 | 滋賀県大津市京町4-1-1         | 077-528-4511 |
| 京都府教育委員会  | 〒602-8570 | 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 | 075-451-8111 |
| 大阪府教育委員会  | 〒540-8571 | 大阪府大阪市中央区大手前2丁目       | 06-6941-0351 |
| 兵庫県教育委員会  | 〒650-8567 | 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1   | 078-341-7711 |
| 奈良県教育委員会  | 〒630-8502 | 奈良県奈良市登大路町30番地        | 0742-22-1101 |
| 和歌山県教育委員会 | 〒640-8585 | 和歌山県和歌山市小松原通1-1       | 073-432-4111 |
| 鳥取県教育委員会  | 〒680-8570 | 鳥取県鳥取市東町1-271         | 0857-26-7111 |
| 島根県教育委員会  | 〒690-8502 | 島根県松江市殿町1             | 0852-22-5403 |
| 岡山県教育委員会  | 〒700-8570 | 岡山県岡山市北区内山下2-4-6      | 086-226-7568 |
| 広島県教育委員会  | 〒730-8514 | 広島県広島市中区基町9-42        | 082-228-2111 |
| 山口県教育委員会  | 〒753-8501 | 山口県山口市滝町1-1           | 083-922-3111 |
| 徳島県教育委員会  | 〒770-8570 | 徳島県徳島市万代町1-1          | 088-621-3115 |
| 香川県教育委員会  | 〒760-8582 | 香川県高松市天神前6-1          | 087-831-1111 |
| 愛媛県教育委員会  | 〒790-8570 | 愛媛県松山市一番町4-4-2        | 089-941-2111 |
| 高知県教育委員会  | 〒780-0850 | 高知県高知市丸の内1-7-52       | 088-821-4731 |
| 福岡県教育委員会  | 〒812-8575 | 福岡県福岡市博多区東公園7-7       | 092-651-1111 |
| 佐賀県教育委員会  | 〒840-8570 | 佐賀県佐賀市城内1-1-59        | 0952-24-2111 |
| 長崎県教育委員会  | 〒850-8570 | 長崎県長崎市尾上町3-1          | 095-824-1111 |
| 熊本県教育委員会  | 〒862-8609 | 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1    | 096-383-1111 |
| 大分県教育委員会  | 〒870-8503 | 大分県大分市府内町3-10-1       | 097-536-1111 |
| 宮崎県教育委員会  | 〒880-8502 | 宮崎県宮崎市橘通東1-9-10       | 0985-26-7240 |
| 鹿児島県教育委員会 | 〒890-8577 | 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1      | 099-286-2111 |
| 沖縄県教育委員会  | 〒900-8571 | 沖縄県那覇市泉崎1-2-2         | 098-866-2705 |



## 2024年度 教員免許状及び各種資格について



### 放送大学 学務部 連携教育課 資格取得支援係

〒261-8586 千葉県美浜区若葉2-11

電話番号 043-276-5111 (代表)

平日：9時15分～17時30分／土曜：9時15分～13時、14時～17時30分

※日曜、祝日、年末年始 (12/29～1/3) を除く

※音声ガイダンスに従って番号を選択してください。学生サポートセンターにつながります。

放送大学・放送大学大学院の学生の方は①を、入学前の方は②を選んでください。

E-mail: r-shikaku@ouj.ac.jp

放送大学ウェブサイトでも資格についての情報を提供しています。 <https://www.ouj.ac.jp/>  
トップページ「選ばれる理由」→「資格取得とキャリアアップ」を、ご覧ください。

